

平成 26 年度（2014 年度）NGO・外務省定期協議会
「第 3 回 ODA 政策協議会」
議 事 録

外務省国際協力局民間援助連携室

平成 26 年度（2014 年度）NGO・外務省定期協議会
「第 3 回 ODA 政策協議会」
議事次第

日 時：平成 27 年 3 月 27 日（金）14:00～16:30

場 所：外務省 8 階南 893 国際会議室

1. 開会挨拶
2. 報告事項
 - (1) NGO の安全対策に関する国際比較調査
3. 協議事項
 - (1) 開発協力大綱の閣議決定を受けて～新大綱の運用と実施に向けて検討すべきこと～
 - (2) 新大綱実施にあたっての懸念点と必要な制度改革について～非軍事的協力による平和と繁栄への貢献を確実にするために
4. 報告事項
 - (2) 次回 TICAD 首脳会合について
 - (3) 第 3 回国連防災世界会議
 - (4) ポスト 2015 年開発アジェンダ及び第 3 回開発資金会議
 - (5) プロサバンナ事業とそれに関する意見交換会の一年間の振り返り
5. 協議事項
 - (3) ODA に関わる情報の公開と特定秘密保護法に基づく情報の取り扱いについて
6. 閉会挨拶

北川（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

時間になりましたので、今年度 NGO・外務省定期協議会第3回 ODA 政策協議会をはじめさせていただきます。本日は、私、外務省民間援助連携室首席事務官北川と ODA 改革ネットワーク九州の原様の2名で司会進行していきます。最初に三点注意事項、いつものとおり、申し上げます。第一に本日の議事録は逐語で作成の上外務省のホームページに掲載されますのであらかじめご了承お願いいたします。第2に発言いただくときは所属と氏名をお願いします。第3に発言はできるだけ簡潔をお願いします。2時間で終わりたいとおもっております。本日は、報告事項と協議事項を少しずつ交互に行うという議事進行となりますことをあらかじめご了承いただきたいと思っております。よろしくようお願いいたします。それでは、外務省代表といたしまして、冒頭のご挨拶を石兼国際協力局長からお願いいたします。

石兼（外務省 国際協力局 局長）

外務省の国際協力局長の石兼でございます。今日はお忙しいところ本当にありがとうございます。今年度最後の ODA 政策協議会でございます。本日は報告事項、まず冒頭で NGO 研究会の成果でございます NGO の安全対策に関する国際比較調査の報告があります。シリアにおける邦人の殺害、犠牲者の発生等、難しい事態が発生しております。在外邦人安全対策強化、また、いろいろな開発協力場で活躍しておられる NGO の方、JICA の方、専門家の方、ボランティアそうした方々の安全をどう確保するかいっそうの連携の強化が必要だというふうに考えております。

また、先般は、仙台で第3回国連防災世界会議が開催されました。皆様方にはご協力いただきまして本当にありがとうございました。自画自賛と思われるかもしれませんが、うまくいったと思います。いろいろなものがきちんと行われましたし、また成果文書、いわゆる仙台防災枠組みもしっかりしたものができて、さまざまなステークホルダーの、国際 NGO も含めたステークホルダーの位置づけというものがしっかりと明記されたと思っております。我々としては、この枠組みの中で、また、総理から発表された仙台防災協力イニシアチブ、これをしっかりといろいろな方々と手を携えて、実施に移していく、文書を作っただけではしょうがないので、実施に移していきたいと思っております。

また、昨年は ODA、国際協力60周年でございまして、本年2月には新しい開発協力大綱が閣議決定されました。そこにいたる過程におきましては、この政策協議会、大綱の改訂に関しまして、通常3回の協議会に加えて、臨時会合もやって、年4回議論をさせていただきました。その結果として出来上がったものでございます。もちろん出来上がったものについてはみなさんいろいろとご意見があるかと存じますが、私としてはまず深く御礼を申し上げたいとおもいます。これからもできるかぎり耳を傾けていいものを作りたいと考えた次第でございます。これまでどおり、ODA を中心として、ODA を触媒としていろいろな人が連携していく、市民社会、企業もあれば、地方自治体、そうした形での連携の重要性を強く訴える大綱であると私は思っております。

最後ですが、ポスト2015の開発アジェンダ、新しい枠組み等、いろいろな重要な課題がございます。この協議会もスタートから平成27年度で20年目を迎えるというふうに伺っておりますけれども、ますます双方にとり建設的で実りのあるものであることを期待しております。以上をもって私の冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

石兼局長どうもありがとうございました。

それでは、議題に入らせていただきます。最初に NGO の安全に関する国際比較調査イントロダクションを江原室長にお願いした後、この調査業務を委託した青年海外協力協会の木村国際事業2課課長にプレゼンをお願いします。その後、領事局邦人テロ対策室の渡邊室長からご発言を頂きたいと思えます。では、江原室長をお願いします。

江原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

ご紹介にあずかりました江原でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

皆様ご記憶と思うんですけども、この NGO の安全対策に関する国際比較調査につきましては、平成25年度の12月にこの政策協議会でサブサハラ地域の危険地帯で活動する、そのテーマが取り上げられて、そこでの議論を契機として、私ども外務省としても重要なテーマだと思えたので、平成26年度の NGO 研究会のひとつのテーマとさせていただいて、JOCA さんに受託していただきまして一年間の作業をしてきたということでございます。ですから、今日の報告は平成25年度12月のこの政策協議会を発端としますので、その成果を今日お時間いただきましてこの場にお返しするというのが私どもの仕事だと思っております。では、JOCA の方からよろしくをお願いいたします。木村さんどうぞ。

木村（青年海外協力協会 国際事業部 国際事業2課 課長）

ありがとうございます。JOCA の木村でございます。よろしくをお願いいたします。お配りしておりますこうした資料を開いていただきたいと思えます。手短かに概要を説明させていただきます。主にアンケートですとか、あるいは、問い合わせをお尋ねいただいて、NGO の方および国際機関、援助機関等の方にご回答いただきました。主な結果として、左のページから1, 2, 3, 4, 5と並べてあります。見開き左下を見ていただきたいんですが、安全対策の組織の対応について、どんな意向で見ているかと、これは、2つに大きく分かれております。ただ、現状どうかということではなくて、理想論も含めて、本来どうあるべきかという質問になっておりますので、そのあたりを含めて見ていただきたいんですが、海外の NGO さんは、どちらかと言えば、専門性、専門部署ですとか、専門の職員の高い専門性を重視する傾向が多く、日本の NGO さんは、どちらかと言えば、全身体制と決定の下に、全身体制でやっていくべきだという考えが多くありました。右側に移りまして、予算、どれぐらいを安全対策にかけているのか、微妙な差ではあるんですが、日本の NGO さんのほうがやや低い割合の方にピークがあり、海外の NGO さんの方はもう少し高い割合の方にピークがあるという傾向があります。安全対策に関しての3つの指標について説明されることがよくあるんですが、三番目ですね、受容、抑止、防護という考え方、何を重視するのかというところでアンケートをとらせていただきました。中心から離れるほど重視しているというところなんです、特徴的なのは日本の NGO さんは抑止というところに関して、もっとも低いというかもっとも消極的な傾向にあり、国際 NGO、そして現地 NGO、国際・政府機関とだんだん容認に変わる過程というところがございます。これは結論ということではありませんけれども、一つこの分野の話として、国際 NGO であれ、現地 NGO であれ、国際スタッフよりも現地職員の被害あるいは死亡が圧倒的に多いというのは統計で出ておまして、そのあたりを考えますと、日本の NGO または海外から入ってくる NGO よりも、現地 NGO のほうが最前線にいる分だけ、まさに命がかかわったということで抑止に関して必要を感じているのかなというところでございます。そして、最後のところ4ですね。援助国の支援機関がさまざまな資金を提供しているというところがあります。ただ、その中で治安が悪化した場合に、何らかの強制的な命令、たとえば現地からの退避や事業中止ということを経るのか、ということについて DAC

の各メンバー国に問い合わせをさせていただきました。いろいろな機関がある中で、「あり」、「なし」との回答が聞かれましたけれども、EU、韓国ポーランド、このあたりは、強制力を持った命令で退避なりを出すことがあるという回答ですし、日本を含めてここに上げられている国は「なし」ということになっています。そしてイギリス、アメリカ、オーストラリアが中間に入っています。太字で書かせていただいたところが重要なんですが、命令か命令でないかもさることながら、それを受け取る側がどう受けとるかというところが大きな違いになっているようです。強いお願い、強制力はないけれども強いお願い、勧告を出す政府側に対してそれを事実上の強制力と感じて、ある意味、同意をしていないながらもやっぱり従う、従わざるを得ないと考える団体さんも多々あるという傾向がある。そしてもう一つ、これは援助機関に対して問い合わせを出した結果ですけれども、特にアメリカの例ですと、USAIDとしてはそういう強制性をもった指導は行わないという答えはありましたけれども、一方で国務省では、そういうことを出す権限は持っているし、そういうことを出すことはあるということでございました。国家として政府としてみた場合は、出すことがあるという答えになります。

「なし」としている国ですが、あくまでも、援助機関としては、「なし」という答えを得ていますが、政府全体としてみてはどうかというのは、実は問い合わせには入っておりませんでしたので、そのあたりの意味合いはさらに突っ込まないとなかなか見えてこないと考えられます。私からの報告は以上です。

北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

木村課長どうもありがとうございました。続きまして、渡邊室長お願いいたします。

渡邊（外務省 領事局 邦人テロ対策室 室長）

はい。外務省邦人テロ対策室の渡邊と申します。3月3日に連携推進委員会の方でお話をさせていただき、今回も、メンバーがかなり違うという話だったので、同じ話をさせていただこうかなと思ったのですが、先週、チュニジアで襲撃事件がありまして、そちらの方を中心に話させていただきたいと思います。3月18日チュニジアの首都で武装集団による銃撃テロ事件が発生しました。概要につきましては、資料の一枚目を見ていただくと、残念ながら日本人を含む外国人20名が亡くなっております。全体の中で犠牲となった方が21名、そのうち20名が外国人でした。

動機等については、チュニジア政府が捜査しておりますし、外務省としてもさまざまな情報収集をしており、そういった状況であるわけですが、一つ、特徴的といいますかこの場で申し上げておきたいのは、チュニジアというのは、比較的治安が安定していた場所なんですね、そういった場所でもこういった突然のテロが発生する危険が常にありますということを念頭においておかなければならないということだと思います。事件については以上なんですけれども、皆さん活動される地域というのはそれぞれ事情があると思います。2枚目に全世界の外務省が出している危険情報を総括した地図をつけさせていただきました。こうしていただければわかるとおり、中東、北アフリカ地域に特に退避勧告が出ている地域が多い。皆様の活動の性質上、こういった地域での活動が多いと我々も十分承知しています。そういったことですけれども、今回チュニジアについて言えば、黄色（十分注意）、北アフリカのチュニジアの南は濃い黄色（渡航延期勧告）になっております、あとは北アフリカで以前から黄色（十分注意）だというのはモロッコぐらいだと思いますけれども、そういったところで起こったということでございます。シリアにおける邦人殺害テロ事件ですけれども、これは見ていただければわかるとおり、シリア全土で退避勧告

が出ていますので、こういったところでも当然危険があるということでもありますし、実際に最近、ISIL が昨年6月以降、モースル等を占拠して活動しており、有志連合との戦いが行われているという状況がありますけれどもそういった中で、これまで危険とされていた地域も、危険度が高まっているという傾向もあるんだと思います。特に ISIL ですが、ISIL の活動地域というところのみならず、ISIL が昨年9月、世界の、そこで日本人と明言したわけではないですが、世界のムスリムに対して、欧米を中心に連合諸国の国民を殺害せよというメッセージを発出したこともあって、実際にさまざまな関係国で ISIL 等の影響を受けたと見られる事件が各地で発生しているのはお分かりのとおりだと思います。

もう一枚めくっていただいて、これがイスラム過激派のいわゆるテロ組織の動向といえますか活動の状況が示されているものです。簡単に傾向だけ申し上げますと、オレンジ色でくくられている部分というのはアルカイダ系のテロ組織、アルカイダ中枢というのは一番右端になりますけれども、アルカイダ系のテロ組織、それに対してもともとアルカイダ系の団体だったわけですが、ISIL というのが袂を分かって今勢力を増しつつあります。点で囲っているものについては ISIL が「州」、イスラム国の「州」として忠誠を誓った団体に対してそれを認定するような形で勢力圏と宣言しているところであります。

このような形で、たとえば ISIL の活動によって、われわれも危険情報を随時見直しを行っておりまして、最近では邦人殺害テロ事件の際、シリアとトルコの国境付近について退避勧告を出しています。こういった傾向があるということで今日はお話をしておこうと思ったわけですが、結論としましては、安全なところでも危なくなっているところがある。いわゆる危険地域で皆さん活動されることが多いと思いますけれども、そういったところでは、危険度というのも危険情報のレベル自体が変わってなくてもより危険になってきているということですので、実際活動される際には、安全対策により意を用いていただいて、大使館等とも緊密に連絡をとっていただきたい。ODA の枠組みの中で活動されているところについては、それぞれの活動の内容について我々邦人テロ対策室も報告を受けております。今後とも、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

原 (ODA 改革ネットワーク九州 世話人)

ありがとうございます。NGO 側からは何かコメント。

谷山 (国際協力 NGO センター 副理事長)

ご報告ありがとうございます。ODA 政策協議会で議題にあがった時点から、その後、非公式の意見交換会までかかわらせていただいている、JANIC の谷山といいます。

木村さん、本当に報告ありがとうございます。今報告あった中で、一点ちょっと気になったことをご指摘させていただきますけれども、どういう安全対策をするかという3つの方法ですが、抑止について、現地の NGO が抑止に傾く傾向が強いのは、最前線だと抑止しれないというニュアンスに取れる表現だったので、その想定はおそらくまだ裏づけがなされていないと思いますので、ぜひ比較しながらその事情の背景にあることを調べていただきたいと思います。現地の NGO であっても抑止が逆効果に働くこともありますので、それについてはぜひ継続して考えていきたいと思ひます。

あと一点、政府とあるいは援助機関、ドナーと NGO との関係性において、安全対策について渡航等の強制力を働かせるかそうじゃないかということで日本の場合は伝統的に渡航の是非については、NGO 側と外務省側の協議に基づいて決定するという、そういう形をとってまいりまして、ただ、それでも強制力があるという風に受け取ってしまうという NGO

側の受け取り方のギャップがありますけれども、そのギャップを埋めるためには今後も協議が必要だということが一つですけれども、協議の中に、情報の質と具体性をどれだけ高めていって、お互いに納得するか、NGO側がそれを受け止めていくかということはとても重要なことなので、是非これからも改善していければと思いますのでよろしく願います。以上です。

原 (ODA 改革ネットワーク九州 世話人)

他の方、大丈夫ですか。

三宅 (教育協力 NGO ネットワーク (JNNE) 事務局長)

教育協力 NGO ネットワークの三宅です。政府から NGO に対する安全対策についての命令についての調査結果が、「あり」か「なし」という 2 分法でまとめられていますが、STAP 細胞ではないのでこんな単純な話ではないと思います。

第一に事業の中止とか停止、防弾車の使用、武装警護といった安全対策といっても様々なレベルがあります。調査結果では、日本の外務省の命令は「なし」という見解なんですけれども、NGO としては「あり」と回答しているといえるのは、こういった安全対策のレベルの違いがあるからだと思います。

第二に、NGO と政府の間の連携のあり方によっても命令の強制力は変わってきます。DFID や EU は「あり」というお話でしたが、ドナー機関の事業を NGO に委託する場合は、当然政府の事業なので安全対策についても政府が責任を負うので実施機関である NGO に命令「あり」となりますが、日本の外務省の NGO 連携無償のように NGO が主体的に立案した事業を政府が支援するという場合は NGO が主体的に安全対策をとるわけなので、外務省が命令するわけにはいかないということだと思います。したがって、NGO が下請けで実施する事業なのか、それとも主体的にやる事業なのかによっても命令の「あり」、「なし」は変わってくると思います。

原 (ODA 改革ネットワーク九州 世話人)

はい、ありがとうございます。

北川 (外務省 民間援助連携室 首席事務官)

岡庭審議官お願いします。

岡庭 (外務省 国際協力局 審議官/NGO 担当大使)

国際協力局審議官 NGO 担当大使をしております岡庭でございます。安全対策の問題につきましては、最近では、シリア、さらにはチュニジアで残念ながら日本の方が犠牲になっていることもあって、我々改めて一層取り組みを強化しなければいけないというふうに思っております。この、JOCA さんの安全対策に関する比較調査の研究の途中経過の報告会が 1 月の下旬に開催されたときは、私も出席をして挨拶をしています。この安全対策における政府と NGO の連携協力というものは、我々としてはまだ協力できることがあるというふうに思っております。この国際比較調査の提言の最後の部分にも少し書いてありますけれども、NGO と政府と関係者の間で、まだ認識のズレとか考え方のズレがみられる、したがって、平時のコミュニケーション、情報交換を密にすることが必要だといった趣旨のことが提言には簡単に書いてあります。私もこの点についてはまったく同感でありまして、まだ、やはり我々としてもできることはあるのではないかと思いますので、今後、来年度以

降も外務省領事局の協力も得て、安全対策の分野で NGO の皆さんとどうやって情報を共有していくか、あるいは、安全対策に関してどういうことに注意しなくてはいけないかといった、そういうきわめて実地的な観点からの協議連携を進めていきたいと思っておりますので、この問題については、引き続き作業と一緒にやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

原（ODA 改革ネットワーク九州 世話人）

それでは、協議事項 1 の開発協力大綱の閣議決定をうけ、関西 NGO 協議会の加藤さんをお願いします。

加藤（関西 NGO 協議会 提言専門委員）

はい、関西 NGO 協議会の加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。先ほども石兼局長からもおっしゃっていただきましたけれども、一年間にわたりまして、今回の開発協力大綱の策定のプロセスがあったわけですけれども、その間も私ども NGO と外務省との間で、非常に有意義な議論、対話、そして討論をさせていただきました。そして、この大綱が出来上がったわけですけれども、この間、非常に外務省の皆様には私どもの声を真摯に受け止めていただきましたことをここに改めて感謝を申し上げたいと思っております。今回、2月10日、新しい大綱が閣議決定されました。これに関しては、私ども NGO の側でもさまざまな意見がありまして、今回も添付資料で JANIC、動く→動かすからの緊急声明、そして、私ども関西 NGO 協議会からの見解、名古屋 NGO センターからの見解と代表的なものを 3 つ添付させていただきました。他にも動きのある NGO があるかと思っております。ここでは、説明する時間はありませんが、さまざまな、新大綱につきましては評価する部分もありますけれども特に憂慮の部分ということで申し上げますれば、やはり、日本の ODA のいわゆる非軍事主義という部分の原則、ここが今後とも名実ともに堅持されていくのかということ、またかねがね申し上げております ODA 受け取り国の人々の声、あるいは、そこに寄り添っていく NGO との協力というのが真摯に尊重されるのか、こうした点に基づいてのさまざまな新大綱への意見というのが表明されているのではないかなというふうに思います。

出来上がったものに対する意見ということではあるんですけれども、新大綱、次の段階としてどういうふうに運用されて、実施されていくのか、それに関して私たちも前向きに提言をしていく段階に入ってきていると思っております。その点で、今回、外務省に対して、議案を提出させていただきました、5 つの質問をさせていただきました。

まず一つは、1) から、今回閣議決定されました新大綱について概要を報告いただければということと、あわせて昨年 12 月 2 日の ODA 政策協議会以降、具体的にこれが最終化されるプロセスであったと思うんですけれども、そのプロセスについてご説明いただくということと、また、公聴会やパブリックコメントで出された意見、これがどういうふうに新大綱に反映されていったのか、確か、前回の改定時の場合は、この部分採用の諾否や理由についてマトリックス状の資料を作成いただいて公開されていたと思っておりますので、それに準じた形でご説明いただくと大変ありがたいと思っております。

二番目なんですけれども、今回新大綱で明文化をされました非軍事民生分野の外国軍・軍籍者の支援について、文章の中では、実質的意義に着目し、個別具体的に判断するというふうに書かれているんですけれども、NGO 側はこれにプラスをして具体的にどういうふうに取り組んでいくかという部分でのガイドラインあるいは審査体制というものが必要

ではないかなとかねがね申し上げております。これについてどういうふうにお考えであるのか、また、これまでの実施プロセスの適正化の取り組み、こういったものとの関連性、適用されていくのかどうかということについても伺えればと思います。

三番目なんですけれども、社会的に周縁、少数、弱い立場に置かれた人々の参画、あるいは、今回もりこまれました一定の経済発展を遂げた国々への支援、あるいは官民連携、こういったものが実施されるに於いての適正性の確保についてどういうふうにとりくまれるつもりかということもお伺いしたいと思います。ここの部分については前回の ODA 政策協議会、あるいは、大綱の策定プロセスにおいても NGO 側で、たとえば官民連携においては、企業側の活動の部分に特に ODA の側で持っております環境や社会へ影響に関するガイドライン、こういったものが適用されていくのかどうかということもありますし、また、社会的に少数であったり、弱い立場に置かれた方々に、単に配慮ではなくて、主体として具体的に参画をしていくのか、どの部分を具体化していくのかということについても意見が出ておりましたし、また、現地 NGO との対話はどうしていくのか、そういったことに関してもいくつか出ていたと思います。そういったことを想起しながら、お考えをお聞かせ願えればというふうにおもっております。

四番目です。これも前回も申し上げたんですけれども、新しい大綱、この大綱そのものに対してのモニタリングが必要ではないかということも NGO 側は考えております。とりわけ、今回の新大綱を読ませていただきますと、非常に大綱のボリュームが大きくなって、かつての中期政策が担っていたような具体的な施策の打ち出しの部分まで含まれているんじゃないかなというふうに読み取っております。それだけにモニタリングというのが継続的にも必要だと思っておりますが、いかがでしょうかということですが。

最後、五番目です。ちょっと変わった文脈になるんですけれども、中期政策がなくなったということもありますし、また私たちのあくまでも感じ方なんですけれども、毎年度出されています国際協力重点方針と呼ばれるもの、これの重要性が非常に ODA の中で増しているような印象を受けます。私たちとしてもこれに非常に関心を持っておりますので、この策定過程はどのようなものを、段階、期間を踏んで行われているのか、また、この策定の過程において私たちとしてもできるだけ有益な提言をさせていただきたいということがありますので、それを見せていただくことや、あるいはヒアリングを行っていただくことができるのかどうか、そうしたことをちょっとお伺いしたいなというふうに思っております。

北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

加藤さんありがとうございました。今五点ほど質問をいただきましたけれども、それでは、今のご発言に関しまして外務省の方からレスポンスを、高杉課長お願いします。

高杉（外務省 国際協力局 政策課 課長）

国際協力局政策課長の高杉でございます。いつも大変お世話になっております。

開発協力大綱につきましては、この ODA 政策協議会の場を含めて、これまで、昨年 3 月末に改定プロセスをはじめて以降、数回にわたってさまざまな意見交換をさせていただきました。最終的に 2 月 10 日に閣議決定の運びとなりましたけれども、今後、実施運用が問われる状況でございますので、引き続き皆様とは緊密な意見交換を行いつつしっかりと実施に努めていきたいというふうに考えております。今、加藤様のほうからいくつか質問等ございましたので、順番にご説明させていただきたいと思っております。

まず、最初の点でございますけれども、新大綱の概要につきましては、今日本当は資料

をお配りすればよかったというふうに思いますが、外務省ホームページ、ODA ホームページの方に資料がまとまって掲載されていますので、すでにご覧いただいているものと思いますし、今日は一から説明するのは若干時間的に難しいと思いますので、特定のご関心ご疑問等ございましたらその点に絞ってご質問いただければと思います。まず先にプロセスの方を申し上げますと、パブリックコメント、こちらの方につきましては、昨年10月29日から30日間ということで、11月27日に締め切りました。この間合計204件のご意見をいただきました。あわせて公聴会というものもパブリックコメント期間中に、東京、福岡、京都、仙台で開催をいたしまして、合計しますとだいたい100人くらいの方々にご出席をいただき、それぞれの会で10名程度の方からご意見をいただいたという状況でございます。

前回の政策協議会においても口頭で簡単にどういうパブリックコメントでのご意見をいただいたのかということは説明させていただいたというふうに記憶しますが、今回、2月10日に閣議決定するに際して、同じタイミングで外務省HP、それからいわゆるE-gov電子政府の方のHPの方にパブコメでいただいた意見の要旨、それから、それについて反映させていただいたもの、必ずしも十分反映できなかったもの、今後の運用に当たって参考にさせていただくものそれぞれございますけれども、そういったものを一覧の形でだいたい20ページぐらいの文書でございますが、表の形で掲載をさせていただいております。この点については、基本的にそちらのほうに説明をゆずらせていただければと思います。非常に長いものですから、その一々についてこの場ではご説明するのは必ずしも適切でないというふうに思いますが、そちらの方をご覧いただいた上で、外務省からの説明が不十分であるとお考えの点があれば、個別にお尋ねいただければ我々としてもできるかぎりの説明をさせていただきたいというふうに考えております。いずれにせよその上で、新大綱につきましては、パブリックコメントを開始した10月29日の時点でHP上にも公表させていただいた案と、それから今載っております最終案版と比較していただければ、お分かりかと思えますけれども、パブリックコメント等でいただいた意見については十分踏まえるということで考えました結果、文章のベースで言いますと相当の箇所の修正を行いました。項目という観点からは、例えば、「開発教育」を独立の項目に設けたとか、それから「女性の参画の推進」、こちらについては社会的弱者の横並びで書くということではなくて、独立した項目にさせていただいたり、それから、「国民の理解促進」という点においては、「情報公開」といった点を見出しに加えさせていただいたといったことがございます。文章ベースでは相当程度、特に『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅』というのを重点課題の第一に掲げたことについて、企業の利益が重視されるのではないかと人間の安全保障をはじめとする貧困対策がなおざりにされるんじゃないかとそのような誤解を招いたという点がございますので、その点についてはなるべく我々の真意がしっかりと伝わるよう書きぶりを修正させていただいたというような点がございます。以上がだいたい一番目の話でございます。

それから二番目でございますけれども、非軍事分野において、外国の軍又は軍籍を有する者が関わっているような支援について、どのような審査体制を作っていくのか、それからODA適正実施プロセスの取り組みというのが、こういったところにもしっかり適用されるのかというご質問でございますが、この点については、たしかに今回新大綱において、実施上の原則の中で、従来ODA四原則といわれていた点、この点についてはしっかりと踏襲させていただいております。特に、「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」、これは、引き続きこの原則を堅持するということを今回政府として考えたものでございます。その点は、象徴的には、今回の開発協力大綱の方針の第一に、「非軍事的協力による平和

と繁栄への貢献」、これを第一にもってきたと、やはり日本が、今年でちょうど戦後70周年でございますけれども、70年間の平和国家としての歩み、その中における国際貢献、これは軍事的なことではなくて、あくまでODAを通じた非軍事的な協力によって国際社会に日本としての貢献を行ってきたと、この考えは今回の新大綱の一番の特色だという風に考えておりますので、この点を基本方針の第一に持ってきたということでございます。そういった観点からご指摘いただいている、「非軍事目的の開発協力で軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、実質的意義に着目し個別具体的に検討」、この部分でございますけれども、これは従来の「軍事的用途及び国際紛争助長への回避」になんら例外を設けるとか、但し書きを設けるという趣旨ではございません。したがって、他の案件もそうですけれども、開発協力適正会議といった仕組みを通じて、ODAの適正実施のための試みということについては、この軍又は軍籍を有する者が関係するであろうとなかろうと、しっかりと従来の適正プロセスというものは踏んでいくということになります。ガイドラインとか審査体制の話でございますけれども、軍又は軍籍を有するものが関係する場合というのは、さまざまな形態がありうるというふうに考えています。例えば、研修員受入れの中で、特定のテーマで30名の研修員を日本にお呼びしてどこかで1ヶ月間、乃至は3ヶ月間研修を行うと、そのときにある国から5名推薦があつてそのうちの1名が軍籍を有する方であるというようなケースが考えられるかと思ひます。それ以外にも、我々過去の具体例として申し上げているような例で言えば、セネガルにおいて、過去、軍病院に対する建物の改修の協力というのをODAを使って実施したことがありますけれども、そういった形で保健分野の協力を行う際に、先方の病院が軍の下に位置づけられる機関であるというようなケースも考えられるかと思ひます。その他、さまざまなケースが考えられる中で、我々としては、それぞれ実際の形態に応じた審査、案件の検討というものが必要になってくるというふうに考えておりますけれども、一般論として申し上げますと、相手国の開発ニーズとか経済社会状況、それから日本との二国間関係と、こういったものを当然踏まえることとなりますけれどもその上で、個別具体の案件ごとに、そもそもこの援助というものがどういう趣旨とか目的で行われるのか、それからまさしく先ほどセネガルの軍の病院の話をしましたけれども、援助される対象がどういう組織、団体なのか、それから援助の内容とか効果、特に研修ですと、研修の内容、その研修を受けたことによってどういう効果もたらされるのかと、こういったものをしっかり検討していくことが必要だというふうに考えております。したがって、正直申し上げますと、現時点で、このために専用のメカニズムとか審査体制というものを考えているわけではなくて、他のODA案件、軍又は軍籍を有する者が関係する場合も関係しない場合も合わせて、審査乃至は案件検討というプロセスを踏むことは必要だというふうに考えています。実際のところ、この軍事的用途への使用の回避というものを考えた場合に、先方の対象機関が軍の下に位置づけられているというものについては特別にじっくり検討する必要があるというふうにはもちろん考えてはおりますが、そうでないからといって軍事的用途への使用の恐れがないということではないというふうに考えておりますので、それ以外の案件も含めて、やはり軍事的用途への使用の回避といった原則がしっかりと遵守されるよう、個別具体の案件ごとに実施の判断を行っていくということが必要だと考えております。その観点から、開発協力適正会議というメカニズムを活用するというのの一つの考え方として我々は実効性があるのではないかとこのふうにも考えております。ただ、今の段階で、まさしく軍又は軍籍を有する者が関係する具体的な開発協力案件が遡上に上っているわけではないので、今後具体的な案件の検討に入る段階で、この開発協力適正会議といったメカニズムを活用しながら、しっかりと適正なODAが行われるための検討、プロセスというものを実施して、その過程におい

てさらに改善の余地があるということであれば、そこで具体的に認識された問題点への対応ということを個別に考えていきたいというふうに考えています。三点目については、事業管理室の方からお願いします。

北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

川田室長をお願いします。

川田（外務省 国際協力局 事業管理室 室長）

事業管理室の川田でございます。環境社会配慮ガイドラインとの関係でございますけれども、これにつきましては、ODA 大綱は、旧大綱から新大綱に変わったわけではございますけれども、その環境社会配慮重視というものにつきましては、変わらず引き継がれて、その中で、また運用ということにつきましては、まさに、これまで、3月までにこの環境社会ガイドライン運用について、いろいろと見直しが進められていたという背景がある中で、引き続き私どもとしては、そういう見直しの作業の取りまとめ結果について、とりまとめ結果ができるのは、4月以降になると思いますが、その結果も踏まえて、今後とも環境社会配慮を重視していきたいと思う次第であります。

環境ガイドラインについてはそのような形でございますけれども、それから、全体的な点につきましては、それぞれどのように今後の制度メカニズムを考えるかにつきまして、具体的必要な作業の洗い出しを行って、それぞれについて作業を順次開始して検討していくことになると思います。

北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

室長ありがとうございます。それでは高杉課長をお願いします。

高杉（外務省 政策課長）

続いて、四番目、五番目の点でございますが、四番目の点でございますけれども、開発協力大綱そのもののモニタリングという点でございます。開発協力大綱の実施状況をしっかりとモニタリングしていくとなると、開発協力大綱は開発協力全般を定めているものですから、開発協力全般についてのモニタリングということになるかというふうに考えております。この点については、もちろん我々は、ODA 白書、来年以降は開発協力白書という名前になると思いますけれども、実施状況の報告といった今まで行っている事に加えて、評価という文脈においては、JICA とも連携しながら、国民への説明責任、それから、ODA の実施の改善を図っていくという観点から、第三者評価を含めて政策レベル、例えば、国別の政策についての評価、それから個々の ODA のプロジェクトについてもしっかりとした評価体制を作って結果についてもすべて公開している状況でございます。そういった中で、これまでも ODA 大綱との関係ということについては、評価の切り口の中にもりこんでいまして、国別の政策乃至は、個々のプロジェクトをしっかりと評価するにあたって、ODA 大綱との整合性といった点についても評価を行ってきたという状況です。

今回の開発協力大綱の中では、実施上の原則の中の「戦略性の強化」というものを盛り込みました。この「戦略性の強化」の中でも PDCA サイクルの話ですね、「政策や事業レベルでの評価を行い、評価結果を政策決定過程や事業実施に適切にフィードバックする」ということを盛り込んでおります。こういった形でしっかりと実施状況をみて、それをその後の改善につなげていくと、この PDCA サイクルをまわしていくということについては、今回の新大綱の中で特に重視をした部分でございますので、今後、大綱そのもののモニタ

リングということになると、我々がやっている開発協力の全事業を常にとということになってしまうので、なかなかそこまでをすべて評価するのは難しいのかなというふうに考えているんですが、個別の政策乃至はプロジェクトについて、引き続きしっかりとモニタリングと申しますか評価を含めて PDCA サイクルをまわしていくということをやっていきたくて考えております。

それから、第五点ですけれども、国際協力重点方針、これについてのお話でございます。これはもうご案内と申しますけれども、毎年度ごとに国際協力重点方針というのを定めています。だいたい各年度のはじめころ、例年5月とか6月くらいに、公表させていただいております。これは、その年度の外務省の ODA 事業の方針を定めるということで省内、あと JICA と協議した上で最終的には外務大臣までお諮りした上で、策定をしているものでございます。策定後は速やかに外務省 HP 等で公表しております。

国際協力重点方針という紙については、今回開発協力大綱というのができましたので名称を次回以降変更して、開発協力重点方針という名前に改めようかと考えていますけれども、このペーパーについてはあくまで外務省としての考え方、重点方針というものを予算編成時の考え方がある程度踏まえながら作成をしているものでございますので、開発協力大綱とは異なって、案のままぶら下げて皆さんと意見交換してその上でじっくり半年かけて策定していくということではなくて、外務省としての案ができたなら、それは速やかに公表した上で、皆様方からよりさまざまなご意見をいただきたいというふうに思います。もちろん、策定の過程において日ごろ皆様方と意見交換している内容というものは我々も十分承知していますから、そういったものを踏まえながらその上で外務省としての考え方というものを作ってきているわけですけれども、その上で、来年度のバージョンについてはなるべく早いタイミングで公表できるようにしたいなということで、ただいま原案作成中でございますけれども、こういったものについて外務省が作ったものについても何かご意見あればそこはどしどし言ってきていただいて、そこでしっかりと意見交換をすることは非常に重要だと思います。国際協力重点方針はあくまで考え方を示すもので、個別のプロジェクトについて縛るような形でかっちり決めているというものではなくて、あくまで大きな方向性を示しているものというふうにご理解いただければと思いますので、その上で、個別の実施にあたっては引き続き皆様方と意見交換をしながら実施に努めていきたいと思っておりますということです。以上です。

北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）：高杉課長ありがとうございました。

原（ODA 改革ネットワーク九州 世話人）

NGO 側からありますか。

加藤（関西 NGO 協議会 提言専門委員）

はい、改めまして関西 NGO 協議会の加藤です。みなさまお答えいただきましてありがとうございます。

とりわけ非軍事民生分野の外国軍・軍籍者への支援の部分ですけれども、これまで積み重ねてきた ODA の実施プロセスの適正化、あるいは開発協力会議といったものをしっかりと適用していくべきではないかということに関して、例外なくということでお答えいただいた点、大変心強く思っております。この件だけではなくて、ODA 全般に関して軍事的用途への転用といったことをしっかりと把握をしていく確保していく、そのためにこれまでの適正化の試みというのをしっかりと適用していくというのは大変心強いなと思っております。

ます。

ただ、一方で、とりわけ、現地のプロジェクトのなかで、私たちの目的はともかくとして、やはり軍や軍籍者、あるいは治安機関などからと思うんですけど、こういった方々が関わってくることに於いての現地でのさまざまなパワーバランス、こうしたものの機微に触れる部分、こういったことについて非常に NGO は現場の実感から、懸念を持っているというのがございます。そういった点でやはり一定のガイドラインは必要ではないかという意見もそれぞれでできたものというふうに思います。そういった意味で、2)の中にもありますけれども、こういったガイドラインをぜひ作っていただきたいなということや、あるいは、そうした試みの中に、現地の事情を熟知している NGO も加わって策定を求めていきたいなというふうに思っているところであります。

また、新大綱のモニタリングなんですけれども、これも私の方も前回の繰り替えしになってしまうんですが、すべての ODA 事業を網羅した形での評価というものだけではなく、新大綱の達成度を測るためのある種のベンチマークというものを設定してのモニタリング、こういった仕方もあるというふうに私ども考えておりますので、ぜひその観点もご検討いただければというふうに思っております。

また、最後の国際協力重点方針、これは名称が変わることなんですけれども、改めてどういった形で作られ、どういった位置づけのものかというのが伺うことができ大変勉強になりました。また、日ごろ私どもと対応していただいている部分、そういったところを踏まえているんだ、また、こういったことに関してもヒアリングの機会を作っただけということ、これはありがたいと思いますし、私どもとしても感じている課題、あるいは国際協力に当たってのトレンドを申し上げさせていただいて反映できるように努力していきたいというふうに思っております。

北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。それでは2つ目の協議事項に移らせていただきます。想定よりも25分ほどビハインドでございます。皆さんご協力をお願いします。

原（ODA 改革ネットワーク九州 世話人）

はい、続きまして新大綱実施に当たっての懸念点と必要な制度改革について、ODA 改革ネットワーク高橋さんをお願いします。

高橋（ODA 改革ネットワーク 世話人）

はい、お願いします。ODA 改革ネットワークの高橋です。

今の議論の延長線みたいところなんですけれども、とりわけ非軍事のところの深堀りをしていきたいということで、今回こういう形で議案を出させていただきました。今回の新しい大綱は私たちの理解では、ある種シチュエーションというか、扱う対象のスコープが広がったということがひとつ特徴としてあると思っております。と同時に、「官民連携」のような話があるように、非常にいろんなアクター間の連携、その有機的な相乗的効果ということへの期待にあるように、いろいろな目的の一体化や一体性を非常に打ち出してきている、そういう大綱だろうと思っております。

その意味で、今、高杉課長からもお話があったように、非軍事主義というものを打ち出しているのが、外国軍や軍籍関係者への支となっても、その実質的意義を踏まえて個別具体的に判断すると言われるわけですが、非常にわかりづらい。つまり、ここら辺のプレーヤーはですね、極めて扱いづらい存在であり、ここらへんをどこでどういうふうに判断し

ていくべきなのかというところが難しい。それを今日の意見交換会で少し明らかにできればいいかなというふうには思っていて、今回の議題にあげさせて頂いた次第です。

実質的意義の判断のしかたとは何か？内容の基準とか、誰がどこでどういうふうに判断するのか、判断に際して適切な情報が事後でなく事前に公開されていくのか、とかいくつかわかりかにしていただきたいことがあるわけです。とりわけ、軍事関係となれば国家安全保障会議というようなものとの関連性ということもたぶん意識しなければいけないと思いますし、そういう中で果たしてどこまで情報の公開がされていくのかというところが非常に気になる場所ではあります。ただ今日は、特に外国軍や軍籍関係者という新しいアクターへの支援の可能性が出てきたということに特化して議論してみたいと思っています。

先ほど、高杉課長の方から、軍病院という事例を話されました。しかし、これについてもいろいろと評価が分かれています。例えば、ルワンダでイギリスが確か軍病院を支援したことがあると思いますが、これも軍事目的が終われば軍病院は閉じてしまったということで批判されました。つまり、病院という機能性を見れば、それは病院かもしれないが、そこにその病院をつくったという目的の観点からみれば、それは軍事的目的だったわけです。そのあたりの、機能と目的の兼ね合いを、妥当性という観点からどう評価して行くんだろうということが非常に気になる場所です。つまり、軍というアクターが持つある種の特性みたいなものが当然あるわけなんです。それを鑑みたときにそこへの支援というものが、果たして援助として適正なのかどうかということ判断しなくてはならないわけです。「非軍事主義」という考え方との兼ね合いでいえば、なぜここでこの軍を支援しなくてはならないのかという、目的に照らしてある種の説明ができないといけないわけです。それは、たとえば切迫性だったり、他に同様な支援が可能なアクターがないのでこれしかないといった、いわゆる非代替性だったりです。そういったところの考え方というのが、この大綱では一切書かれていない。実質的に踏まえて個別具体的に判断する、というのですが、判断に際しての考え方が書かれていないので、曖昧きわまりない。つまり、どのレベルで、どういうふうに私たち市民は、その判断しっかりとチェック出来るのかが分からない。「非軍事主義」という理念が決して揺らぐことのない形でしっかりと日本の考え方として国内及び海外にしっかりと伝わるようにするにはどうしたらいいかが見えないのです。恐らく、それは文言の問題ではないかもしれませんが、もっと具体的な実施レベルにおいて、その理念がどう示されるかということなんだと思います。ですから、実施レベルでそこら辺の配慮について、政府の考えを教えてくださいということです。

具体的にもう少しいうと、例えば、軍がかかわってくるであろうということであるならば、これまで以上に不安定要因とか様々な考えるべき疑問点が新しく出てくるだろうと思います。チェックすべき内容についても再検討すべきでしょうし、検討のプロセスについても見直すべきだと思っています。そのあたりで、今すでにある環境社会配慮ガイドラインを運用の仕方としてどういうふうにしていくのか、紛争というものにこれまで以上にもっとしっかりと目配せをしながら考えなければいけない。軍への支援をするということであるならば、すでに JICA が持っている PNA というものをどういうふうに適応していくのか、ということについての現時点でのお考えをお聞きしたい。また、もし今あるメカニズムでは不十分である、ということならば、どこをどういうふうに変えていくつもりなのか。たとえば、PNA をちょっと見ると、そこでは支援対象として「軍」は想定されていないんですね。2014年8月に改定されていますが、軍への支援は考えていなかった。だから、そういった意味で、これは軍が入ってきたときにはどうなるのか、いくつか想定すべき事柄があるはずで、それを知りたいと思います。時間の関係で今日は深く議論できませんが、

まず論点出しをして、やはりこれはしっかり議論すべきですねということが JICA や外務省と確認できて、ある程度議論させていただければと思っています。

北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

高橋さんありがとうございます。それでは今の高橋さんに対して外務省サイドからありますでしょうか。

高杉（外務省 政策課長）

高橋さんどうもありがとうございます。

開発協力大綱について、とくに今回、「軍又は軍籍を有する者が関係する場合について実質的意義に着目して個別具体的に検討する」というこの点のインプリケーションについては報道等を通じてさまざまな懸念表明がなされています。NGO の方からもいくつかの団体の方からこの点について実際にどういうことになるのかということについてやはり心配をされるという意見が非常に強いというふうに我々も認識しています。ただ、我々としては、これは別に ODA を使って軍事支援やろうとか、軍又は軍人に対する援助をどんどん拡充していこうとそういう趣旨で書いたものではありません。先ほど申し上げたとおり、基本方針の第一に非軍事的協力によって国際社会に貢献していくんだということを掲げさせていただいたとおり、我々として政府としてこれまでの「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避原則」というものは堅持していくということには変わりありません。

その上で、先ほどセネガルの軍病院のケースというのを申し上げましたけれども、私が申し上げたかったのは、軍病院は今後は非軍事分野の協力だから ODA でやってもいいんだということではなくて、その時もセネガルの軍病院にやる必要があるのか、ここをやらないとできないのか、先ほど非代替性というふうなお話もありましたけれども、そういった観点も含めて、しっかりと検討して、セネガルに限って申し上げれば、セネガルの母子保健の向上、保健分野の協力を行う上で、この病院への協力というものは必要だと、なおかつこの病院はもともと 1922 年か 24 年かにフランス軍が設立したという歴史的経緯もあって、その後、セネガルの国防省が引き継いだという経緯はありますけれども、だからといって、先ほどご指摘いただいたルワンダでのイギリスのケースのように、必ずしも一時的に設置されたというわけではなくて、しかもこれは軍人ないしは軍人家族だけを対象とした病院ではなくて広く地域の拠点医療機関として役割を果たしているという観点から実施をしたものなんです。あまり、検討の過程についてこういう場で申し上げるのは不適切だと考えておりますけれども、軍病院について支援ができないかという話は、過去にも他の国についてあったのは事実です。ただ、我々としては、個別具体的に検討してその上で実施の可否を判断していますので、他の国で同様に例えば、隣のコートジボワールという国に軍病院あるんだけどここやってくれませんかといって、軍病院でも病院だから直ちに OK だという形ではなくて、その点は先ほど申し上げたとおり、もちろん相手国の開発ニーズとか、経済社会の状況とか二国間関係とかそういったものを踏まえるわけですが、その援助の趣旨・目的、内容・効果、相手の実施機関、被援助対象機関の性格とか位置づけをしっかりと踏まえて検討していくということになります。そういう意味において、我々としては、先ほど申し上げたとおり、高橋さんにご指摘いただいた切迫性とか非代替性とか、そういった観点も含めて、そもそも日本として援助を行う必要があるのかを検討した上で実施の是非としていくことになると思うんですけれども、ただ、今の段階で、一概のガイドラインを設定するというものが果たして適当なのかどうかその点について正直自信がございません。過去もこのような事例というのは多くなかったですし、

今後もどの程度あり得るのか、今の段階で具体的にもうこういう予定がございますという話になっているわけではないので、新大綱、2月10日にでき、今後運用されていくことになるわけですが、今後、軍又は軍籍を有する者が関係するような具体的な協力案件というものが検討の遡上に上った段階で、それぞれケースバイケースで判断していく、その過程において、皆様方から、開発協力適正会議のような場を通じて案件の実施を決める前に、さまざまな意見交換、議論を行って、これが本当に「軍事的用途への使用回避原則」と整合的なものなのかどうか、なぜ敢えて軍の下機関に対して協力を実施する必要があるのか、そういった点も含めてしっかりと議論させていただいた上で、実施の是非を判断していくということが適当かなと思っております。ガイドラインについては、先ほど申し上げたとおり、今の段階でこれだというものを作ることが適当かどうかも含めて自信がありませんけれども、将来の可能性を排除して「作らない」と申し上げているつもりではまったくなくて、今後の実行を見ながらしっかりとそういったものを作ることが可能かどうか適切かどうかということも含めて検討させていただきたいということでございます。ちょっと走りながら考えるみたいな話で、「そんなんじゃいかん」というお叱りを受けそうですけれども、今の段階で、これはもうこういう予定があつてこういう風に書きましたという話ではないですから、そういう意味において、今後の具体的な案件を念頭に置きながら議論することが、一般的抽象的な議論をするよりも望ましいのではないかとということで、申し上げたものでございます。すみません、ちょっと総論的な話で恐縮ですが、私からの説明はそのぐらいでございます。もし、個別具体のPNA等についてJICA等より補足があればお願いいたします。

落合（国際協力機構 社会基盤・平和構築部 参事役）

JICAの社会基盤・平和構築部の落合と申します。

ピースニーズアセスメント、略してPNAといいますけれども、これはご案内のとおり、JICAが行う紛争影響国あるいは地域における協力に関しまして、国レベル及びプロジェクトレベルで考慮すべき視点や対応策について提示して、適切な事業の形成、実施、モニタリング、そして評価に資するためのものとして平和構築事業を実施している国々に対して作成しております。もうすでに、アフリカ、アジア、中東、欧州、中南米30カ国以上作成してきております。少し議論になっております軍との関係におきましては、PNAの中では、実際、平和構築の現場では、現場に軍が存在しているケースがございますのでそのような軍に対してどう対応するか、どう付き合うかという視点では、検討は行っております。一方で、少し議論になっておりますように、軍を直接的な支援の対象としてどう認識し、どう対応するといったことについてはこれまでのPNAでは検討は行っておりません。こういったところが今後の留意すべき課題、あるいは考えねばならないことになる可能性があるようなことを、これまでの議論からは思った次第であります。

北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

高杉課長、落合さん、どうもありがとうございます。

高橋（ODA改革ネットワーク 世話人）

時間がないと思いますので、ひと言ふた言だけレスポンスさせてください。

ひとつは、非軍事主義というものは、やっぱりきちんとそれを内容的にもしっかり示すためには、つまり軍事的目的はないんですよということを明確に示してもらいたい。誰でもそうなんです。軍事目的であっても、それをいいものだと思っている人もいるわけで

すから。けれども、環境社会配慮ガイドラインもそうですけれども、予期せぬ影響ということもあるわけで、軍事的活動の場合はそれがとりわけ可能性が高い。つまり、ある程度事前に完全にすべてのことを予測し切れないけれども、やはりそういうことが起こる可能性はゼロではない。つまり、いわゆる Do No Harm という考え方ですけれども、とりわけ軍が及ぼすであろう影響というのはいろんな意味で複雑で規模が大きいですからね。その意味で、これまで以上に Do No Harm を確実に適用にすべきだろうと思うんですね。ですからその意味で、今、環境社会配慮ガイドラインの運用見直しが行われてはいますけれども、それに新しく「軍」というアクターが入ってきた時にはどうなるのだろうかとか。PNAの話がありましたけれども、もっと不安定要因に対する影響みたいなものをどう考えるのか。また例えば今ある国別援助方針の中では、軍と関連する治安やガバナンスなどについて部分的には書きこまれていますけれども、もっともっと書かれてもいいはずですよ。たとえば、適正会議の話が出ましたけれども、ああいった文書の中に、治安・ガバナンスについて部分的には書かれていますけれども、もっとしっかり書くべきだと思っています。これまで、紛争分析をしたことがあるのかどうか、結果みたいなものは一切適正会議に資料としては出てきません。もし、日本から武器の輸出があったとしたら、それによる治安悪化をどう考えるのか。その辺のやり方を見直す必要があるかと思えます。

モニタリングひとつをとってもそうです。武器支援の第三者評価というのが果たしてできるのかどうか、僕たちにもよくわからないわけです。そこら辺は、もっと説明が必要だろうと思えますし、今ある制度の中でも、もちろんできることもあるかもしれませんが、できなくなる可能性もあることもあるだろうと思えます。そういう懸念を払拭していただくためにも、現在の制度を見直しながら、できるだけ早い段階でそこら辺の論点を、平場で議論していただきたいわけです。私は、それを去年の段階もすでに言っているのですが、もう一年近くたったのですから、その時局長は「検討します」というふうにおっしゃっていたんですね。ですから、今日私はそれを期待してここに来て発言をさせていただいているわけです。「検討していきます」と仰ったので、是非なにか新しい情報が出されることを期待しています。ケースバイケースで見直していくということであるならば、それをちゃんとした積み上げで残していったって、制度など形のあるものに反映させていけるようなプロセスの仕組みも一緒に考えたいと思えます。

北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

高橋さんどうもありがとうございます。それでは、本日2つ目の報告事項に移りたいと思えます。次回 TICAD 首脳会合について、中川課長お願いします。

中川（外務省 アフリカ部 アフリカ第2課 課長）

アフリカ部アフリカ第2課の中川でございます。よろしく申し上げます。

私からは簡潔に次回 TICAD 首脳会合について、今どういう状況にあるかというのをお伝えしたいと思います。ご存知のとおり TICAD は1993年から5回開催してきておりまして、前回2013年も横浜で開催されました。その際の準備プロセスの中でアフリカ側からの話ですが交互開催とすべきだと、これはもうアフリカ側の原則の問題で、ローテーション原則ですが、横浜会合の時には、次回どこでやるということについては、決めきるところまでは行かなかったんですが、アフリカで開催することもありうるということまで横浜宣言の中にも書かれたところですよ。今は首脳会合が5年に1回、毎年閣僚会合で実施状況のフォローアップなどもするというそういうたてつけになっておりますが、昨年5月カメルーンで閣僚会合が行われた際に、アフリカ側からもうひとつの話として、5年に1

回というインターバルは長すぎる、3年に1回ぐらいがいいのではないかなど、これはだいたい、EUや中国等は大体3年毎ですが、それはそれで確かに一理ある説でありまして、それはその場ではみんなで一応そういう意見を留意するというところまで了解がありました。その後の動きとしましてアフリカ内で、アフリカ側としてTICADを3年に1回の交互開催とし、次回は2016年の開催とする方向で、日本その他共催者と協議をするという決め事が昨年6月のアフリカのAU総会で決定されました。日本、そしてまた共催者としても全体の意思として3年間隔の交互開催とすべきというのが、いろいろなプロコン等も検討した結果として、これからはそれでいこうという決定をいたしまして、日本としては去年9月の国連総会で日・RECs議長国首脳会合があった際にアフリカ側へきちっとお答えするべく総理から言っていた形で、3年毎の開催、次回は2016年にアフリカで行うということが決定することとなりました。

以上が経緯でございまして、今、どういう状況にありますかといいますと、2016年の具体的に何月にどこでやるかというのはまだ決まっておりません。これは、アフリカの中でこれまでも、閣僚会合はアフリカでやっていますけれども、どこでやるかというのは、彼らの中での地域ローテーションもありますけれども、アフリカの意思を基本的には尊重して行うということなので、まずは、アフリカの側で決まってくれることを他の共催者及び日本として待っているところです。

現在、若干の経緯はあるのですが、現時点で結局残ったのはケニアとガンビアの2カ国が立候補している状況です。先般、1月の末のアジスアベバで行われましたAU総会、実は各国の首脳たちが一同に集まるので我々も決まることを期待していたのですが、そうとはならず、今ケニアとガンビアの間で早く協議を進めて開催国を決めてくださいというのが、AUの決議としてでまして、ケニアの大統領、国連防災会議でも来日し、その際、協議を加速する、ケニアで開催するという意欲は示されておりましたが、まだ決定には至っておらず日本としては待っているところです。いつ、2016年の具体的に何月ということについては、開催国が決まらないと決まてこない。開催国なり、首脳なりなんの日程を見ながら考えるわけでしょうから、開催国が決まってから開催時期も決まていくことになります。

何時ころ決まりそうか、これは、ガンビアは私どもも大使館も置いていないので直接向こうから話を聞く機会もなくわかりませんが、ケニアは早くやりますということをお大統領が言われていたのでなるべく早くまずは開催国が決まってくれることを願っている。決まったら何らかの発表できちんとアナウンスをすることになるんだと思います。我々もやきもきしておりますが、そのような状況でございまして。以上です。

北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

中川課長ありがとうございます。すみません、冒頭で申し上げるべきでしたけれども、この関連での配付資料はございません。

原（ODA改革ネットワーク九州 世話人）

これに関してNGOの側から何かあれば短めに。

北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

はい、中川課長どうもありがとうございました。それでは次は、外務省側の発言者、第3回国連防災世界会議とポスト2015年開発アジェンダ及び第3回開発資金会議報告事項について、地球規模課題総括課の田村課長からお願いします

田村（外務省 国際協力局 地球規模課題総括課 課長）

地球規模課題総括課の田村です。よろしくお願いたします。

手短に、第3回国連防災世界会議、及びポスト2015年開発アジェンダ及び第3回開発資金会議の報告をさせていただきます。お手元に第3回国連防災世界会議開催結果概要としてお配りしておりますのでそれをご覧になりながら聞いていただければと思います。皆さまご存知のとおり、第1回は1994年に横浜、第2回は2005年に兵庫ということで防災世界会議を開催してまいりました。今回は第1回、第2回と比べても次元の違いがあるレベルでの参加だったと思われまます。第1回、第2回と、第1回は事務レベルの会議、第2回も当初は事務レベルで進んでいたんですが、インド洋の大地震津波ということを契機に、国際社会の閣僚が40名いらっしゃったという会議だったんですが、今回は、25名の首脳、100名を超える、ISDRの方が集計しているんですけど、ゆうに100名を超えているような閣僚の方々、また、国際機関、各国外と有志NGOの方々、6500人以上、国内から延べ15万人と、日本においても国連関係最大級の会議となりました。天皇皇后両陛下のご臨席も賜ることができましたし、総理もホスト国を代表し基調演説を行うなど、積極的にかかわっていただきました。山谷大臣が議長を務めて、これも自画自賛になってしまうかもしれませんが、大成功だったというふうに考えております。

次の、一枚をめくっていただきますと、成果ということで成果文書2つと日本のメッセージということでまとめさせていただいております。兵庫行動枠組の後継枠組みである仙台防災枠組を決めるというのがこの会議の最大の目的だったわけですが、みなさまご存知のとおり、交渉最後までもめて、なかなか難しく、最終日の夜の10時半に実質合意して、最終日の夜の11時53分に本会議で採択、本来であればその日のうちに会議場を明け渡さなければいけなかったのが、本当にぎりぎりの交渉となりました。今回の枠組で、今後の国際的な防災の行動指針ということで、期待される成果と目標、指導原則、優先行動、関係者の役割や国際協力を規定、前回の兵庫枠組と比べても、ステークホルダーの役割、もちろん前回の兵庫枠組にも書かれてはいるんですけど、あちこちに書かれている状態で、ひとつの章にまとめてステークホルダーの役割というところがきちんと書かれたというのが大きな成果だったのかなというふうに考えております。

これも、前回の兵庫の会議からの10年間の経験、いろいろ災害がございましたが、それを踏まえたものになっていると思います。日本からは特に事前の防災投資の重要性、よりよい復興、人間中心のアプローチ、女性のリーダーシップといったことについて主張してまいりました。それにあたりましてJANICさんを中心に何度も意見交換させていただきましたし、パブリックイベントでのご説明会などもさせていただいたんですが、みなさまも100点満点とは言ってはいただけないかもしれませんが、みんなが納得する文書ができあがったのではないかなというふうに考えております。

それと、日本としてのメッセージ、下のところに三点ならべておきました。会議全体を通じて、防災という観点、防災の主流化ということで、国際社会にある開発アジェンダ等にしっかり位置づけることを通じて防災を国際協力の重要な課題にすることが習慣のひとつになりました。

また、兵庫の時には途上国の多くには、防災担当部局もなかったような状態で、兵庫行動枠組の中に、しっかり防災担当部局をつくらうということが書かれて、それから防災担当部局ができるようになったわけなんですけど、みなさまご存知のとおりかと思いますが、防災にあたっては、ひとつの担当部局がやっているのでは決して十分ではなくて、たとえば教育政策においても防災というのが常に頭の中にある。また、産業政策においてもビジ

ネスコンティニュイティプランというような感じで防災のことを考える、街づくりみたいなどころでは当然のことですけれど、いろいろな国家政策の中で、特に経済政策の中で、防災のことを考えていくということを、今回、日本の経験を踏まえて主張して参りました。

また二点目ですが、防災に関する日本の知見、技術の発信ということで、やはり、日本は災害が多く、多くの知見、技術があると思いますので、それを国際社会に発信するというので、パブリックフォーラム、会議本体の中でもさまざまなワーキングセッションなどございましたが、それにとどまらずに、300を超えるパブリックフォーラム等の場で、日本の知見・技術を発信することができたかなと思います。

三点目は、被災地の仙台で行われたということで、東日本大震災からの復興の発信と被災地の振興ということで、参加された方々にも被災地ツアーのような形で被災地を回っていただいたり、また、食事会やレセプション等で被災地の食材を活用する、もしくは、被災でお店を失ったお寿司の職人さんの方々がレセプションでお寿司を握るといったことをさせていただきました。この3つの日本としてのメッセージもしっかりと発することができたのかなと考えております。

途中で防災枠組の話で、交渉が非常に難しかったと申し上げましたが、次につながる話なのですが、やはり今年2015年の開発アジェンダが続くということで、7月の開発資金国際会議、そして、9月の国連サミット、さらには12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議 COP21 が開かれるということで、この4つの仙台、アディスアベバ、ニューヨーク、パリという、この一連の流れがあるということで、やはり交渉がすごく難しかったのかなというように思います。国連事務総長もヘレン・クラーク UNDP 総裁もおっしゃっていましたが、仙台で最初の一連の会議の最初の会議である、この4つの会議をいかにひとつの形にインテグレートしていくのかということが大事なんだということをおっしゃっていらっしゃいましたから、まさに最初の年の最初の会議ということで、特に開発をめぐる資金のあり方ということで交渉が難しかったということがありました。

次に、ポスト2015ということでお手元に簡単な資料をお配りしてあります。ミレニアム開発目標とポスト2015年開発アジェンダという資料等、これもみなさまご存知のとおり、2001年にできて以来ずっと取り組んできて相当な成果を挙げてきましたが、今年の9月、ポスト2015年開発アジェンダ採択に向けて、まさに今、交渉がされているところがございます。特に marginalized な方への対応、国際格差の拡大であったり、こういうところを今後考えていく必要があると思います。

日本の考え方の基本は、やはり人間の安全保障ということを中心に、たとえばユニバーサルヘルスカバレッジだったり、また、今回大きな貢献をしたと考えておりますが、防災であったり、また、ジェンダーの問題であったりというところで、しっかり主張していくことだと考えております。一番最後のところに、これまでの経緯、また今後の交渉ということが書かれておりますが、これから月に一度くらいのペースで、開発資金会議の交渉と、あと、ポスト2015年開発アジェンダの交渉が行われる予定になっています。この点につきましてもまた、NGOの皆様からご意見、意見交換を行いながら進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

原 (ODA 改革ネットワーク九州 世話人)

ありがとうございます。続けて JANIC の堀内さんお願いします。

堀内 (国際協力 NGO センター 調査提言グループ)

国際協力 NGO センター (JANIC) の堀内と申します。

この国連防災世界会議に向けた日本の CSO ネットワークである「2015 防災世界会議日本 CSO ネットワーク」(JCC2015) の事務局長を務めております。

まず、田村課長をはじめ外務省関係者の皆様、内閣府の皆様を含めまして、国連防災世界会議の準備にあたられた皆様、本当にお疲れ様でした。田村課長がおっしゃったように本当に長い交渉でしたが、最終的には流会にならずに「仙台防災枠組」が成立したということは喜ばしいことだと思います。

この一年半ほどの間、国連防災世界会議の準備として、国際協力 NGO は複数回にわたって、田村課長はじめ外務省・内閣府の方と意見交換を行ったり、国際会議に参加したりといった形で、提言をしてまいりました。また、会議の開催期間中、国連本体会議のワーキング・セッションや閣僚級ラウンドテーブルにおいて発言し、また、イグナイト・ステージでの発表を行いました。関連事業であるパブリック・フォーラムにおいても、さまざまなシンポジウムやセミナーを開催しました。また、フィールド・エクスチェンジとしまして、海外ゲストを南三陸、石巻、女川、いわきを含む福島へお連れして被災地の現状を見ていただくということも、市民側の取り組みとして実施いたしました。

先ほどご紹介のありました仙台防災枠組について、「ロール・オブ・ステークホルダー」(関係者の役割) という項目に、市民社会組織、ボランティア、ボランティア組織などの役割について記載されております。特に、防災知識の提供や災害リスク軽減の計画の策定、予防、提言などに、全社会的に取り組む、そのための行動を支えていくために取り組む、ということが書かれています。ぜひこういった点を、市民社会として今後も取り組んでいければと思います。一点、「関係者の役割」に関してご紹介したいのは、JCC2015 が具体的ツールとして作成した「福島 10 の教訓」というブックレットです。これは、国連防災世界会議に向けて作成し、発表いたしました。東日本大震災の被災地での経験を世界に伝えるという国連防災世界会議の趣旨に照らし合わせ、福島原発事故からの教訓を 5 カ国語、日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語で発表しました。ホームページからもダウンロード可能ですので、ぜひご覧いただければと思います。

最後に、今後の 15 年間に渡る仙台防災枠組ではこうした関係者の役割が重視されますし、また、日本で開催された国際会議の成果ということもありますので、ぜひ、日本語訳も作成して、外務省のホームページなどに掲載していただければと思います。また、仙台防災枠組の実施や評価に当たっては、ぜひ市民社会も参画して政府とも協力して参りたいと思っております。ODA 政策協議会でも必要であれば今後も議題として取り上げたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。以上です。

北川 (外務省 民間援助連携室 首席事務官)

堀内さんどうもありがとうございました。

原 (ODA 改革ネットワーク九州 世話人)

それでは続きまして、プロサバンナ事業とそれに関する意見交換会の一年間の振り返りについて、渡辺さんお願いします。

渡辺 (日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当)

日本国際ボランティアセンターの渡辺と申します。本日はよろしくお願ひいたします。座ってお話をさせていただきます。

私の方からはプロサバンナ事業に関する報告をさせていただきます、こちらの方は 2 年前に ODA 政策協議会に議題として挙げさせていただきまして、これが、スピノフする形

でこの事業に特化した意見交換会というものが行われておりますので、2年たったところでご報告をさせていただき次第です。本日配布資料を2部お配りしております、プロサバンナ事業に関する報告というものの、プラスですね、プロサバンナ事業に関する報告別添資料というのもお配りしておりますので、ご参照になりながらお聞き下さい。パワーポイントはちょっと見にくくて申し訳ないんですけども、こちらの資料に書いてあることとほとんど内容は変わりませんのでご覧ください。

2014年度の活動なんですけれども主だったものとしては、ここにハイライトしてあります。今申し上げた、第9回、第10回の意見交換会があります。またそれ以外にこちらのODA政策協議会での協議事項としての提案であったりとかあるいは現場の方で現地の市民社会組織らが主催する形で民衆会議というのが行われたんですけども、こちらに現地大使館職員の方もご参加くださいました。夏に我々市民社会の5名が現地調査を行っているんですけども、その期間の間に1名がJICA/NGO合同調査ということで合同調査を行い10月にJICAで報告会等を行わせていただいております。本日は意見交換会について特に取り上げさせていただきます。2014年5月に第9回目を開催したと申し上げたんですけども、こちら2013年の1月から第1回目が始まりまっております。2014年度は5月と2月に開催されて、2回しか開催されていないんですけども、それまでの2013年度の1年間は8回開催されているので、いかに少ないかということがおわかりになるかと思えます。その背景なんですけれども、2014年5月開催の第9回目の直前に、本意見交換会について記録をとらないインフォーマルな非公開のものに変えたい旨が外務省のから要請がございました。NGOとしましては、この点に合意できずに協議をずっと継続してまいりました。外務省さんの方でも、NGOの方でもお互い意見交換会を開催するという点については合意はあったんですけども、この持ち方について合意がされずに協議が継続していました。2014年12月に公開での開催継続ということが合意をされて、(2015年)2月6日に無事第10回の意見交換会を開催しました。この場で司会の高橋の方から、第11回意見交換会の開催を提案して、そのことについては特に異論はありませんでした。ですが、第11回の日程調整をする中で、非公開の勉強会、あるいは今ちょっと言葉が変わりつつあって、説明会というものが外務省側から提案され、やはりこちらとしては公開でないと開催できないということで日程調整ができない状況にあります。

こういう状況にあることと意見交換会が始まった経過を踏まえて、成果、課題を2年間総括する形で振り返りつつ、報告事項ではあるんですけども、少し提起みたいなものをしていきたいと思えます。意見交換会が始まった経緯なんですけれどもこちら2012年12月にモザンビーク最大の小農組織連合UNACよりプロサバンナに関する懸念表明の声明というものがだされました。こちらで特に言われていたのが、事業の透明性、情報不足に対する懸念、そのことによる当事者主権者である小農や市民社会の排除、そのことがもたらすアグリビジネスによる土地収奪や森林伐採の可能性への懸念などでした。

この声を受けて我々は、2012年の12月にODA政策協議会で協議事項としてあげております。ここでやはりこの事項は非常に大きな問題であるということでプロサバンナ事業に関するスピノフの意見交換会が設置されることになりました。経緯を踏まえた意見交換会のそもそもの役割は何なのかということなんですけれども、これは2つあるかと思えます。ひとつは、NGO側から現地の当事者の懸念や不安を伝えて、それを事業実施者に理解を促すということ、もうひとつは、政府側はそれに答えることで透明性とかアカウントビリティを強化させる、そのことによって、現地の当事者である小農たちの不安をとりのぞいてかつ、事業内容、そのプロセスを改善させることが目的だったかと思えます。

そういう中で始まった意見交換会の成果ですけれども、まず NGO の方からの寄与として、政府経由では把握、しっかり得ることができない情報の共有が行われて、裨益者、現地社会への JICA・外務省の理解と深化というものがもたらされたと考えております。また、農民の代表者らの招聘とか民衆会議への参加呼びかけをしたことで、日本政府と当事者との対話機会の創出ということも行っていました。また、公開で行われているということ、記録の作成をするということ、また調査等に基づく事業の分析や提言を提供ということで、事業の透明性やまた予防、リスク回避・問題の拡大化への予防への提供も行っていました。そういった成果があったかと思えます。

もうひとつ、政府側からの成果と申しますか、変化というのもありまして、配布資料や事前質問の文言回答等により情報の一部が明らかになったということがあります。また、議論上ですけれども、意見交換会前に構想されていた事業の目的、手法に転換が見られたということは非常に意見交換会を通じた大きな成果だったかなというふうに思います。こちらは配布資料の 3 ページから 4 ページにかけて当初の構想がどういうものだったのかということが載っておりますのでぜひご参考ください。これと比較して今言えることは、対象地域とブラジルセラードとの類似性を前提、強調として事業を行うことの問題性が共有されたりとか、モザンビーク北部に広大な未開墾地が余っている、そこに民間企業による投資を待っているとの事業の前提が現実ではなかったことが理解された。一方では、やはり将来的に土地が足りなくなる地域もあるんだということもきかれるようになっております。その上で、大きいのは、事業目的がやはり大規模農業による投資促進というよりは、小農支援のためにプロサバンナ事業をするんだというふうに変わってきたことが非常に大きかったかなと思います。その中で、現地の農民組織、農民運動の役割と正当性も認められてまいりました。このことは、やはり NGO からの情報に対して政府側からの理解が示されその方向性が一定程度変わってきたということ、これは政府側の皆さん、つまり外務省のみなさん、JICA の皆さんが現地の現実を理解しようとした努力の結果だったのかなというふうに我々の方としても評価をしております。けれども、現地の状況としましては、意見交換会通じて、現地の状況が変わっていることが非常に重要なんですけれども、それはやはりまだ課題を持っているままです。とくに課題として意見交換会を通じて課題として伝えていた現場の状況が実際には変わっていないということが大きくあります。

ひとつには、プロサバンナチームと言われる日本の関係者、モザンビークの関係者、ブラジルの関係者がよく農村を回って農民のところに行かれるんですけれども、あるいは、都市で、首都で協議の場を持つようなアプローチをするんですけれども、そのやり方が農民の側からしたら圧力として受け止められているという現実があります。例えばとしまして、その別添資料の方に UNAC と呼ばれる農民組織、その下部組織への製粉機提供についての対応についての問題であったりとか、その他これまで現地調査でもさまざまな事実が明らかになっております。製粉機というのは、農民側の主張としては、この製粉機は要らないといっているんだけれども、受け入れるように倉庫の鍵を開けいれるようにとアプローチをされると、そういった圧力を受けているということです。

こうした状況に対して、NGO の側からは、事実確認の方法、対応の方法に問題があるのではないかと、それはいつも現地の政府側の人間と行動をして確認をしているだけなのでそれだとやはり農民の現実はとらえきれないということを繰り返し伝えてきております。これについては、10月14日の JICA さんの主催された、非公開の調査報告会でもお伝えしております。そうなんですけれども、やはり2月6日の意見交換会でこの辺の事実確認をしたところ、政府や企業関係者に確認をしたということで、なかなか現場のほうの現実に変化が生じないということが課題としてあると思えます。一方で、もうひとつ、大き

いのが、モザンビーク自体のガバナンスの悪化ということがあります。昨年10月の選挙時のプロセス、その結果の問題についてはいろいろなことが報道されておりましたが、こちらの方も別添資料につけております。また、著名な大学教授で法律家である活動家の方が2月に暗殺されるという事件も起きました。これは、特に犯人はつかまっているというふうにはきいておりません。こういったガバナンスの実態把握の改善についても、要請を重ねてきて、これに対しては外務省側の方からも一定の理解というものは示されているんですけども残念ながら現場の状況に変化はありません。

なかなか日本にいと現場の状況が伝わらないだろうということで、ひとつ1分くらい短いビデオを用意しました。こちらは、昨年7月に行われた民衆会議時のもので、ここには現地大使館と JICA 事務所の職員の皆さんも参加して声をきいておられます。3名の農民組織の代表の方が登壇をして、横に、やはり身を守るために弁護士の方の方をつけて発言しておられます。少し短いんですけどもご覧ください。

小農たちはプロサバンナについて知ろうと努力してきた。

このプログラムによって何が起こるのかについて。

政府に説明を要求し、政府がくる。政府は言う。

「小農らよ、チーフ(首長)らよ、お前たちの身の回りに気をつけよ。

プロサバンナに反対している人を見つけたら牢屋に入れるぞ」と。

「お前たちがプロジェクトに反対しているということは、開発に反対しているということだ。」

農業キャンペーンで州知事と会う機会があった。

そこで去年の報告書を州の知事に提出した。

そして知事に言った。

「我々はプロサバンナのせいで困っている、

プロサバンナに来てほしくない」と。

すると知事は「なんと！そんなことは許されない、

そんなことを言い続けるのなら投獄するぞ」と。

だから我々は嘆き、疑問に思う。

これは本当は「強制的開発」ではないのか。

我々の生活改善のためとかなんとか言うが、やはり本当は我々にとって「脅威」なのではないか。

これが現地で実際に聞かれている声であり、彼らにとっての現実です。そういう中で、我々はなぜ公開の意見交換会をするかということなんですけれども、ガバナンスがよくない政府において、モザンビーク社会において、政府と人々の間には、権力関係があって、小農や市民社会組織の立場は決して強くないということがあります。そういう中で不安を抱えており、言いたいことをいえない。また、いろんなアプローチを圧力と受け止める、そういった恐怖心があります。事業が小農のためである以上、彼らにとっての現実をどう把握し、対応するかが重要であって、政府に、相手国政府に確認をしてそんなことをやっていないというのではやはり通じない状況なのではないかと考えております。やはり、ガバナンスが悪化するなかで、現地農民組織、市民社会組織の不安を取り除き、彼らの人権を守りながら事業を完遂するために「公開」で話し合われる必要があるというふうを考えているということで、この私からの報告を終えさせていただきます。以上です。

北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

渡辺さんどうもありがとうございました。では、これにつきまして、外務省の方から国別開発協力第3課の白石首席事務官からお願いします。

白石（外務省 国際協力局 国別開発協力第3課 首席事務官）

国別3課の白石です。よろしく申し上げます。どうも詳細な報告ありがとうございます。

多岐にわたる内容だったと思うんですけども、お話を伺いして、おそらく三点がポイントかなと思われましたので、三点について外務省の方から申し上げたいと思います。まず一点目は、おそらく現実に変化はないというご指摘がございました。これまで多岐にわたる現地、それから、本邦において対話の取り組みということがなされてきましたけれども、NGOサイドからの主張によれば、現場における現実が変わっていないということをおっしゃっていたかと思えます。

2つ目は、モザンビークにおけるガバナンスの問題、ガバナンスが悪化しているのではないか、そういった中で本当に状況の把握が適切に行われているのかといった趣旨のこと、そういった2つのことを踏まえて、本邦における対話のモダリティにこの点について公開性をということをお仰られましたけれども、最近、外務省の方から、勉強会ということも提案させていただいておりますけれども、非公開によってこういった対話をするつもりはないといったご指摘だと認識しております。

まず一点目の現実の変化がないということですので、プロサバンナ事業におきましては、現在まさに計画を策定しているところです。具体的な事業というのは、パイロット的なものはありますけれども、本格的事業をやっているわけではございません。ですからプロサバンナ事業が事業として始まっているということではありませんので、むしろ我々がやっていることは何かと申しますと、計画について説明を行うということなんです。その説明につきましては、まさに現地に行って、何度も説明会をやっておりますけれども、たとえば数字を挙げますと、ナンプラ州、ニアサ州、ザンベジア州ここの当事者である現地市民、民間との対話を50回以上実施しています。プロサバンナ事業とはなんぞやということを説明しております。そういった会合の場には2500人の方々に参加いただいたということがございます。

それから、それに加えて、モザンビーク政府もさらなる説明をしております、広報努力、たとえばラジオを使ってモザンビーク市民の方々に説明、パンフレットをお配りする、ポスターをお配りする、劇なんかも上演して、必ずしも文字情報だけだと不十分だということもあるわけなんです、劇なんかも開催して事前にポスターの準備などこういうことを行っています。

ですので、現実に変化がないという点ですけれども、実際に我々は計画についてずっとご説明をさしあげてきているということです。それに対して、一定の成果はあるというご指摘でありましたけれども、これについては、まさにより説明の努力をしていくと、そのために劇を上演するとか、パンフレットを使うとか、いろんな形でモザンビークの市民の方々、農民の方々に理解できるような形での広報に尽きるんだと思えます。

それから、ガバナンスの問題でございますけれども、今我々が持っている情報ですけれども、たとえば世界銀行が、世界ガバナンス指標というものを公表しております、その結果をもとになりますけれども、確かに、たとえば2010年から2013年にかけて、一部の項目については若干ガバナンスの指標悪化というのがあります。他方で、一部の項目については若干改善があるということです。この指標を他のアフリカの国々と比較し

た場合、たとえば、今の状況を見ますとルワンダ、マラウイと同じような数値、コートジボワール、タンザニア、ジンバブエなんかに比べるとよい指標がある。したがって、こういった世銀の指標ですけれどもモザンビークのガバナンス状況が他国に比べて特に深刻であるということは必ずしもいえないのではないかというふうに思っております。ただ、いずれにしても、外務省の国別援助方針ということにも出していますけれども、ガバナンスの改善なんかも主要な指標になっており ODA 事業の実施の中でも肝心の指標だというふうに思っています。

最後の、公開性の話ですけれども、これにつきましては、まさにいただいた資料の中にもありますとおり、我々は公開の場でこれまで10回意見交換会重ねてきております。それに加えて、NGO サイド主催の会合にも JICA、外務省参加してますし、それから現地の視察にも、JICA 関係者が参加しております。現地で行われたさまざまな会合、さっき民衆会合というのがありましたけれども、大使館の次席、それから JICA の所長が参加をしているということで対話のプロセス自体は深まってきているかと思えます。また計画的に行われているかと思えます。

ただ、我々の問題意識を申し上げますと、これだけたくさんの方の会合、対話ということを経験してきましたけれども、その結果、事実関係等について必ずしもご理解十分にいただいているのではないかということ。たとえば、一言一句のいろんな記録をめぐってかなり双方で行き違いをめぐって、努力が必要でしたし、それから、我々申し上げていること、土地の問題でありますとか、現地におけるモザンビーク政府のやり方についてかなりいろんな資料を提供してご説明していたんですけれども、なかなか十分に、もしかしたら理解してもらえてないのではないのかなというふうに私は思ったものですから、それでしたら、むしろもう一回、基本的な事実関係についてすりあわせをして、その上でもう一回、公開の場にもって行って、舞台を作って話し合いをしたほうがお互いにとっての利益があり、建設的ではあるまいかと、こう考えたものですからそういった意味で、勉強会というものを提案させていただいた次第です。それは何も公開というプロセスをないがしろにするのではなくて逆に、公開のプロセスを生かすために、その事前の準備としてやっていこうではないかとそういうことを申し上げたものですから、ぜひ考えて受け止めていただければと思います。

それで、次の、プロサバンナについての対話の場ですけれども、我々としては4月半ば、あるいは下旬にも、プロサバンナ事業についての、我々はドラフトゼロというふうと呼んでいますけれども、初稿がモザンビーク政府のほうから示されるようです。ですからそういった具体的なものがあれば、それを見ながらより具体的な対話ができると思いますので4月中旬か下旬かをめどに対話ができればなというふうに思っています。私からは以上です。

原 (ODA 改革ネットワーク九州 世話人)

どうもありがとうございます。もうひとつ議題があるんで、簡潔にご意見あれば。

渡辺 (日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当)

ご丁寧にありがとうございます。

白石さんがこれまで一度も意見交換会にご参加されたことないなかで、どこまで自分のコメントが通じるかな伝わるかなと非常に懸念されるんですけれども、かなりおっしゃられたことで気になることが多かったので、簡潔にいくかどうかわからないんですけれども、一応トライをしてみます。

ずっとこれまで現場の方で説明会を何度かしてこられたという話なんですけれども、まさにそこが問題でして、現地の農民の市民社会が求めているのは、対話なんです。一方的な情報提供や説明ではなくて、我々のための事業であるならば、我々がそれを立案するプロセスにかかわらせてほしいという対話を求めてきていました。そのことがあまり理解をされずに現場の側では、議論がスタックしております。2013年の9月以来一度も行われておりません。また、50回以上2500人が参加するというふうにおっしゃっていましたが、これはそれまでに参加された人数であり、また対象地に400万人以上の人が農民が住んでいる地域もあるのでこの数の正当性というのもどういうふうに考えたらいいのかなということもあるかなと思います。

ガバナンスの指標の件については、世銀のデータでみれば確かにそうなのかもしれないんですけれども、まさにそのところを我々は指摘させていただいておまして、そういう数字がなんであろうと、彼らがやはりモザンビークという国内において、政府との関係において、いろいろ話をするなかで恐怖や抑圧というものを感じると、そのような現実、それが彼らの現実であったときにそれに対応するやりかたとして、そういった数字であったり、政府側からの話だけでは把握できなくて、彼らにとっての現実をどういうふうにつかむんだということをやったりもう少し検討していただきたいなというふうに思いました。

あとは、今ご提案されている「勉強会」についてなんですけれども、その問題意識として、「こちら側がいろんなご説明、繰り返すご説明にたいして、理解がないということで専門的な情報も踏まえて説明会を」ということだったんですけれども、我々が理解してもしようがないんであって、問題は現地の農民の声がどういうふうに反映されるのか、現地の農民がどういうふうにおっしゃっていることを理解できるのか、満足のいく形でできるかということなのかなというふうに思いますので、その意味で、開催の意味はどうかかなと思いました。

時間がないとは思いますが、あと一点お聞きしたいのが、勉強会なり説明会なり、こちらがいただいたレターの方に書いてある「プロサバナ事業を直接担当するものから事実関係や技術的専門的事項も含めてより掘り下げかつより率直にご説明するための勉強会」は開いたとして、「誰にとって事業の何がよくなるのか」ということをお伺いできればと思います。またこれを敢えて公開でなく非公開で行うことで何が変わるのかということもです。

ちなみに、外務省からこちらの資料となっているレターをいただきましたが、いただいたレターについて、われわれのほうとしては、かなり実質誤認があると認識しておりますので、今朝、7ページにわたる再度のレターを、記録に基づいたこれまでの経緯とお送りしておりますので、後ほどご覧いただいでご確認ください。

他にもいろいろあるかと思うんですけれども、先ほど ODA 大綱のプロセスの話がいろいろあったんですけれども、いずれにしても我々 NGO、市民社会がやはりプロセス、様々なプロセスに関わっていくことで ODA がよりいいものになるんだ、人々にとって利するものになるんだということで議論があったかなというふうに思います。

ODA 事業のアカウントビリティーとか透明性というものは、現地の人々にすごく大きな影響を与えるものです。これは我々日本人にとっても、現地の人にとってもすべてに通じることなので、この事例を通して、アカウントビリティーとか透明性ということ、外務省の皆さんには、プロサバナ事業に特化せずに考えていただくことの機会にさせていただければと思います。以上です。

北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

時間が押しております。クイックリスポンスいかがですか。

白石（外務省 国別開発協力第3課 首席事務官）

じゃあクイックリスポンスということで、最後の勉強会の点について簡潔にお答えしますが、そういった非公開の形での勉強会をやって現地で何が変わるというご質問ですけれども、我々としてもこれが直ちに現地の影響を変える問題だとは思いません。私の説明でも申し上げましたとおり、むしろ公開のプロセスに戻すための準備をもう一回きちんとやるところということです。そして、その公開のプロセスとしてしっかり対応すれば、それがいろんな意味で事業計画にもかかわってくると思っておりますし、現地の人にもかかわってきますので、公開のプロセスに戻すためにしっかりと下準備、それから基本的な事実関係の確認、さっきいろいろ我々どもで事実誤認があるとおっしゃいましたが、そういったことも含めて一個一個穴を埋めていって、先に進んでいこうと、こういうことにしたいわけです。

原（ODA 改革ネットワーク九州 世話人）

ありがとうございます。時間も押して、というか過ぎてしまいました。すみません、あと一本協議事項がありますので10分で短めに、簡潔にお願いいたします。西井さんの方からお願いいたします。

西井（名古屋 NGO センター 理事長）

はい、名古屋 NGO センターの西井です。今日は、特定秘密保護法 NGO アクションネットワーク、略称 NANSL の共同代表の一人として質問をさせていただきます。

特定秘密保護法ですね、去年の12月10日に施行されました。施行まで1年を経て、施行されたわけですが、その間にもさまざまな市民、それから団体の方から特定秘密保護法の及ぼす影響についての懸念が挙がっておりましたが、国際協力 NGO は ODA の情報公開の原則と特定秘密保護法との関係に懸念をいたしまして NASL を結成しました。この NASL の概要についてはお手元の裏表1枚のペーパーがありますのでこれをご覧ください。

今回、この議題を「ODA に関わる情報の公開と特定秘密保護法に基づく情報の取り扱いについて」ということで議案を提示させていただきました。特定秘密保護法になぜ国際 NGO が懸念を抱くのだろうかということをやまず外務省の方たちは不思議に思われるかもしれませんが、秘密保護法の中に秘密指定の要件として4つの事項があります。

防衛、外交、スパイ活動の防止、それからテロ対策という4つの項目があって、その2つ目、外交に関する事項が、特定秘密の対象になると規定されております。外交に関するプロセスですので、これは外務大臣が所掌事務にあたるであろうということで、今回この場に議題として挙げた次第です。

そこには、細かな規定がちらちらと書いてありますので簡単に言いますと、外国政府、国際機関との交渉や協力の方針にかかわること、あるいは、安全保障に関して収集した国際社会の平和と安全に関する情報等を特定秘密の対象にするという書き方がしてあります。

私たち国際協力 NGO が懸念するのは、新しい開発協力大綱において、援助は重要な外交手段であると謳われている点であります。私たちは場合によっては、国際協力、開発協力にかかわる情報も外交という観点から特定秘密に指定されるのではないかと懸念を抱き続けています。また、そのために ODA の実施に関する実質的な議論ができなくなる恐

れがあるといけない、それから、援助関係者、もちろん国際協力 NGO を含む、政府の方もそうでしょうけれども、安全確保のための情報が得られなくなるのではないかという点において懸念を抱いているところです。

これについてはお手元の議案書の中にも書いてありますけれども、ひとつは、具体的にいいますと、これはテロ対策に関する部分ですね。開発協力大綱においてテロ対策を重点課題に掲げていますが、これは特定秘密保護法における別表第 4 にもテロリズムに関する情報が、秘密に該当するというように規定されています。そことの関係から考えて、もしかするとテロ対策支援に関する情報が公開されないのではないかという懸念をもつところでもあります。それから、先ほども議論ありましたけれども、軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避は原則でありますけれども、非軍事目的であれば、あるいは民生目的であれば、軍または軍籍者へも支援を検討するというようになっております。ここにも、もしかすると軍事情報、防衛に関するという情報ということで、外交的な配慮から秘密指定にされるのではないかという懸念をするところでもあります。そういったところが私たちの国際協力 NGO の立場からすると ODA についての、適切な実施を遂行するうえで障害物であるというふうに考えております。

まず外務省の方に事前に質問をさせていただきました。ひとつは、特定秘密の指定に関する事務はどの部局が担当しているのかという担当部局の質問です。2つ目が、すでに秘密として指定された ODA にかかわる情報はるかという質問です。それから 3つ目ですけれども、外務省の方針として ODA にかかわる情報を特定秘密の対象から除外することは考えておられないかという質問を事前にさせていただきました。

これについてお答えをいただきたいというのと、それからこの事前質問の内容によってまた変わってくるかもしれませんが、私たちの方で、提案といいますか今後 ODA の情報公開と国民参加の確保という観点と、特定秘密保護法による情報の非公開ということとの関係に関してよりよい実施の方法を考えていくという観点からですね、3つほどの提案をさせていただいております。

ODA に関する情報を特定秘密保護法の適用から除外をしていただきたいという提案です。それから、2つ目は、もし仮に ODA に関する情報が特定秘密に指定された場合には相手国の住民の生命と安全にかかわる情報ですとか、現地の援助関係者の安全にかかわる情報については例外扱いとしていただきたいという提案。

それから、無用な懸念を私たち国際協力 NGO が持たないように、萎縮しないように、現場での支援活動に影響が出ないようにするためには、公開された場で、特定秘密保護法と ODA の情報公開についての議論をすることが適切であろうという観点から、継続した協議の場を設けていただきたいという提案をさせていただいております。以上、私の方から、聞き取りにくい点もあったかもしれませんが、以上の質問と提案をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

西井さん、どうもありがとうございます。十分拝聴いたしました。それでは、今の西井さんのご発言に関しまして、大高室長をお願いします。

大高（外務省 大臣官房 総務課 情報防護対策室 室長）

外務省で情報防護対策室の室長をしております、大高と申します。今日はよろしくお願いいたします。西井理事長、詳細な問題意識お聞かせいただきましてありがとうございました。

本日、ODA と特定秘密保護法という論点について意見交換をする機会を頂きました。先

ほど、西井理事長からもお話がありましたとおり、特定秘密保護法、昨年12月10日に施行されたところでございます。時間がありませんので、まずご指摘いただきました三点について順番にお答えを申し上げたいと思います。

一点目、特定秘密の指定にかかわる事務はどこが担当しているかという質問でございます。外務省の中において、まず、運用制度全般については外務省大臣官房の方で担当をしております。昨年12月10日の特定秘密保護法施行を受けまして外務省は昨年末時点で35件の情報を特定秘密に指定しております。この35件の情報については、それぞれの所掌について、大臣官房、総合外交政策局、アジア太平洋局、北米局、欧州局、領事局、国際情報統括官組織でそれぞれ担当しております。

二点目、すでに特定秘密として指定されたODAにかかわる情報があるか、先ほど、35件ということで申し上げましたけれども、この指定された特定秘密の項目の中に国際協力局が主管として取り扱うODAに関する情報は含まれておりません。

そして、三点目、外務省の方針としてODAにかかわる情報を特定秘密の対象から除外することを考えているか、こちらについては、先ほど理事長からも話がありましたが、特定秘密の指定にあたっては3つの要件を満たす必要がございます。

一つ目、先ほどの4つの防衛、外交、特定有害活動いわゆるスパイ活動、それからテロリズム、これらの項目について、法律の別表に詳細に先ほどその一部をご紹介いただいた項目について、該当するかどうか、それから、二つ目に、現時点で公になっていない情報かどうか、すなわち現在公になっているものを特定秘密として指定することはないということです。三つ目に、我が国の安全保障に著しい支障があるために特に秘匿する必要があるものであるか。この3つの要件を仔細にしっかりと検討して最終的に行政機関の長である外務大臣が秘密指定する必要がございます。これらの3つの要件に照らせば、外務省が行う経済協力の業務内容が特定秘密に該当することはないと考えております。

そうした前提の下で、ではODAに関する情報の中で一切のものが理論的に排除されないのか、理論的には何らかのものが含まれるんじゃないかという問題意識もあるかもしれないので、この点についてはしっかり申し上げるべきだと思いますので、理論的には排除されていない事例として、以下の点を申し上げたいと思います。例えば、NGOを含めた援助関係者の方々の安全を確保するためにこれまでにも現地の治安情勢に関わる情報、これを入力することは何よりも重要であります。外務省はこれまでもさまざまなルートを通じてこうした情報を入力してはいますが、こうした情報の中に例えばきわめて内容的に、あるいは情報源の関係などで機微なものがある場合にその中に特定秘密に該当するものが含まれることは理論的にはありえます。ただ、こうした情報も含めて各種情報に基づいて判明した治安情勢の情報で援助関係者の方々の安全に影響がありうる判断されるものについては、これまでの治安情勢の状況について、これまでも援助関係者の皆様に随時、適時、提供申し上げているところがございますし、この点について特定秘密保護法の施行後もなんら変わりがないということにははっきりと申し上げたいと思います。

この一例として申し上げた治安情報に限らず、外務省がこれまで援助関係者の皆様と共有してきた情報の一部を新たに特定秘密に指定して秘匿するということは今後もないということを申し上げたいと思います。特定秘密保護法は新しい法律でもありますし、政令や運用基準といった細かな規定もありますので、なかなかわかりにくいところもあるかと思っております。今後も協議の場が重要であるという点も問題意識としてお示しいただいたところですが、本日のこうした協議の場も非常に重要な場と思っております。外務省としても引き続きご理解いただくための説明に努めたいと考えております。ご理解の程どうぞよろしくお願いいたします。

原 (ODA 改革ネットワーク九州 世話人)

ありがとうございます。では西井さん。

西井 (名古屋 NGO センター 理事長)

どうもありがとうございます。率直にお答えをいただきましてありがとうございます。担当部局についても、大臣官房がやられるということ、さらに協議しながら決めるということ、35件を指定をされているけれどもその中には ODA に関わる情報は入っていない、それから、特に微妙なところに関して、もしかすると治安情報に関して、少し気になったのは、機微なものがあるという言葉がありました、それに関しては秘密にされるかもしれないという言葉もありましたけれども、これまでのように援助関係者に関する情報については、これまでどおり特定秘密とはしないということでしたが、あるひとつの関心材料ではあるのかなというふうに思います。

もうすこし確認させてもらいたいということ言えば、特定秘密保護法の適用から除外することに関してもうちょっと明確な外務省の中で取り決めなりなんなりがあればより明確になるのかなと思いますけれども、その辺に関して、他の省庁に関するものではありませんけれども、原子力規制庁の方ですでに規制から除外するということを決めたといった例があるというふうに伺っているもので、少しその辺のところを紹介していただきたいとします。こちらにいらっしゃいます専門家の方から、どうぞ。

小川 (ヒューマンライツ・ナウ)

ヒューマンライツ・ナウの弁護士小川隆太郎と申します。少し発言してもよろしいでしょうか。先ほど、「外務省が行う経済協力の業務内容が特定秘密に該当することはない」というお答えがあったので、ぜひそうしたことをできれば文章の形にさせていただきたいというのがこちらの要望です。

例えばということで紹介しますが、原子力規制庁の平成26年12月8日の法務施行前に作成した、原子力規制委員会の秘密保護法における対応についてという文書です。この文書では、先ほど説明のありました秘密指定の3要件を挙げた上で、さらに原子力規制庁が扱っている「特に厳格な管理となっている情報」というものの概要を述べて、その上でそれらの情報は秘密指定の3要件を満たさないため、特定秘密に指定しないとしっかりそういうふうにかかれていきます。

特定秘密保護法はご存知かと思いますが、そもそも萎縮を生じやすいこともあり、すなわち処罰対象の行為が公務員等の漏えい行為だけでなく、市民の行為であっても取得罪あるいは漏えいの共謀罪・教唆罪・煽動罪という形で処分されうるということ、もう一点が秘密の指定の対象(カテゴリー)が非常にあいまいであるということ。この2つについては昨年7月の自由権規約委員会からの政府報告書に対する総括所見でも懸念として述べられています。自由権規約委員会の懸念に対応するという意味もあると思いますが、ぜひ、少しでも秘密の対象となるカテゴリーを狭くして萎縮を防ぐために、ペーパーの形で、少なくとも「ODAに関する業務内容については特定秘密に該当しない」ということを明言していただきたいのです。そうした方が、我々も萎縮せずに済みますし、それこそ先ほど安全の確保のためには平時の情報交換を密にするのが重要だという話もありましたけれども、そういったことにも資すると思います。

そもそも ODA というものが公的資金であって、情報の透明性の確保が重要であるということもありますから、そういう観点からみても、少なくとも「ODAに関する業務内容つ

ては特定秘密に該当しない」ということを明言した形のペーパーの作成をお願いしたいと思います。

大高（外務省 情報防護対策室長）

ありがとうございました。小川先生からご指摘のあった人権規約の審査について、実は私は昨年までジュネーブに在勤しておりましたので、審査の場にもおりましたので、そうした指摘も含めて、国際的にこうした日本政府内のいろいろな履行について理解をしていただく重要性については非常に感じているところでございます。今ご指摘のあった原子力規制庁さんの例については精査をしたいと思っておりますけれども、承知するところでは、本日のこの会合自体も公開で、私が今しゃべっていることもすべて記録に残るということですので、そういう意味では、今申し上げたことはすでに非常にかちつとした形で、日本政府の証拠の残る形で示されているとは思いますが、文章云々というのは今はじめて頂いたご指摘なので、関係部局とも相談をしたいと思っております。ただ、それいかんにかかわらず、記録で残る形で、はっきり発言申し上げたということについては、そうした立場であるということをご留意いただければと思います。

それからさっき申し上げそびれた点で、テロ対策の支援のお話、理事長から頂いておりましたので、このテロ対策の支援についての ODA の一部でありますので、関連の支援の実施に係る業務内容を特定秘密に指定にすることはないという点は補足させていただきたいと思っております。

原（ODA 改革ネットワーク九州 世話人）

遅くなりましたが、協議事項すべて終わりましたけれども、みなさまよろしいですか。では、定松さん。

定松（国際協力 NGO センター 事務局長）

議題に載っておりませんが、ひとつ発言をしたいと思っております。今回の ODA 政策協議会の議題の事前調整におきまして、NGO 側から提案をいたしましたけれども、外務省さんから議題としてとりあげることにについて合意をいただけずに、結局本日の協議会の議題にできなかったものがございます。その経緯についてこの場で縷々説明をするつもりはありませんが、どのような事項であったか説明をし、次回の ODA 政策協議会の議題としていただきたい旨の要請をしたいと思っております。昨 2 月 7 日に共同通信の配信で「ODA 予算が、アジアの女性が第 2 次大戦中に従軍慰安婦として働かされたとして日本政府を相手取り米国で起こした賠償請求訴訟で在米日本大使館が依頼した米国人弁護士に支払った報酬の 4 割を政府開発援助予算から経費として支出していたということが 6 日、外務省への取材でわかった。外務省によると見込み額も含めて 6 0 0 0 万円となっている」という趣旨の記事がでております。それからもうひとつ、これはアメリカ大使館だけのことではないですが、「世界中の大使館や総領事館などの在外公館では日常経費の約 4 割が政府開発援助でまかなわれている」という報道がなされております。これがもし事実であるとすれば、市民社会の立場から市民感覚として考えた場合に、こういった使途で ODA 予算が使われるということはいささか受け入れがたいというふうに考えておりますのでその点についての説明をしてくださいとお願いをいたしました。それにたいして、事前調整会議におきまして外務省の方々からは「こういった目的の支出もいわゆる DAC（開発援助委員会）の ODA の定義の中で含まれるものであるので問題ない」という回答をいただきました。そこで NGO 側からは「もしそのとおりであれば、そのように公開の場でお答えいただければいいんで

はないですか」とお願いしましたが、外務省からは「そのような形での議題の取り上げ方については省内で合意が取れない」とのお答えでありました。この協議会のルールでは、外務省と NGO 双方で合意できないものは議題にできないことになっておりますので、本日の議題にすることは見送られております。ですが、あえてもう一度申し上げますけれども、この ODA 政策協議会はまさしく、先ほどから話題になっております ODA の透明性の確保を推進していくことが重要な目的でありますし、すでにマスコミで報道されている ODA の問題について公開の場できちんと説明をしていくことが国民の理解を得ることにつながっていくというのが NGO 側の考え方です。ですので、以上を申し上げて、再度 ODA 政策協議会の場でこの問題を取り上げることを要請いたします。本日は予定ではこのこちらで用意した文書を読み上げるつもりでしたが、時間がなくてそれができませんので、正式な文書については後ほど手交させていただきます。よろしくお願いいたします。

北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

今の定松事務局長のご発言について…。

江原（外務省 民間援助連携室長）

ODA 政策協議会の議題の調整を担当しております民間援助連携室の江原でございます。議題の調整という立場から、申し上げます。本件につきましては、外務省としてもなんらかの説明はしたいとは思っておりますので、技術的な問題が大変多くてこの場で議題にということよりも、私どもとしては、別途の機会を設けて説明させていただきたい、そういうふうに思っております。ですから、そういう別途の機会ということを提案させていただきたいと思います。

北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。

原（ODA 改革ネットワーク九州 世話人）

時間を超過してしまいましたが、最後に閉会挨拶、高橋さんお願いいたします。

高橋（ODA 改革ネットワーク 世話人）

皆さん、長い時間ありがとうございました。予定を 30 分もオーバーをしてしまったのは、たぶんこれまでで初めてだったのかと思います。オーバーをした上でまた長々とした挨拶なんて聞くのはとてもいやなことだと思うので、一言だけにしたいと思います。今日の議論、全部につながっている共通のものがひとつあるとするならば、私はやっぱり「現場と情報」だと思います。政策協議会は、目的がそもそも NGO と外務省の連携を強化することと同時にその政策のアカウンタビリティーを高めるということです。そして政策のアカウンタビリティーを高めるというのは何も政策文書の説明で終わるわけではなくて、今日議論したように、どうやってちゃんと現場に帰っていくのか、ということだろうと思います。その意味で、キーになることは、情報の公開であり、透明性なんだろうというふうに思っています。今回は、NGO が提案した議題が政府に取り下げるよう要求されたり、暗黙裏に議論を予定調和的に処理しようという働きかけがありました。一方で、現場はダイナミクスにすごく変化をしていて、非常に複雑で多様になってきています。その意味で、異なる意見も積極的に聞くことが、やっぱりいい ODA を作っていくためには重要なことだと思いますので、ぜひこの協議会こそ開かれた場で多様な声を聞き、かつそれを良い形で

政策に反映し、現場にもどしていく、というループを確立していくようにしたいと、この協議会の位置づけを改めて確認して、私の最後の挨拶にしたいと思います。今日はどうもみなさんありがとうございました。お疲れ様でした。

北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございました。それでは今年度最後の ODA 政策協議会を終了とさせていただきます。みなさん長い間どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。